石 川 県 地 域 防 災 計 画

―――― 原 子 力 防 災 計 画 編 ――――

沿革

平成 3年9月19日作成
平成11年7月 1日修正
平成13年4月18日修正
平成15年5月 9日修正
平成16年5月13日修正
平成17年5月25日修正
平成19年5月28日修正
平成20年5月16日修正
平成21年5月21日修正
平成22年5月14日修正
平成25年3月27日修正
平成25年8月 7日修正
平成27年5月26日修正
令和元年5月23日修正
令和3年6月11日修正
令和4年5月23日修正
令和5年5月25日修正
令和7年5月26日修正
令和8年5月26日改定

令和8年 改定

石 川 県 防 災 会 議

目　　次

第１章　総　　則 …… 1
第１節　目　　的 …… 1
第２節　基本方針 …… 1
第３節　原子力災害対策指針に基づく方針 …… 2
1　原子力災害対策重点区域の範囲 …… 2
2　想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態 …… 4
3　緊急事態における防護対策の基本的考え方 …… 4
第４節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 13
1　石 川 県 …… 13
2　石川県警察 …… 14
3　石川県教育委員会 …… 14
4　原子力防災専門官 …… 14
5　原子力運転検査官 …… 15
6　上席放射線防災専門官 …… 15
7　関係市町 …… 15
8　消防機関 …… 16
9　指定地方行政機関 …… 16
10　自 衛 隊 …… 19
11　指定公共機関 …… 19
12　指定地方公共機関 …… 21
13　公共的団体等 …… 23
14　原子力事業者 …… 23
第５節　広域的な活動体制 …… 25

第２章　原子力災害予防計画 …… 26
第１節　発電所における予防措置等の責務等 …… 26
（原子力規制委員会、危機管理部、関係市町、北陸電力）
1　発電所における安全確保 …… 26
2　発電所の保安管理 …… 26
3　発電所における防災体制の確立 …… 26
4　原子力事業者防災業務計画の協議 …… 26
5　原災法に基づく発電所の原子力防災要員の設置又は変更等の届出 …… 27
6　北陸電力に対する報告の徴収及び立入検査 …… 27
第２節　原子力防災体制等の整備 …… 28
（国、危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関）
1　原子力防災対策部会の設置 …… 28
2　地域原子力防災協議会の設置 …… 28
3　原子力防災専門官との連携 …… 28
4　上席放射線防災専門官との連携 …… 28
5　オフサイトセンターの維持・管理 …… 28
6　合同対策協議会等の体制の整備 …… 29
7　防災関係機関相互の連携体制の整備 …… 29
8　警察災害派遣隊の受入体制の整備 …… 30
9　消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の要請体制の整備 …… 30
10　自衛隊派遣要請体制の整備 …… 30
11　災害長期化に備えた体制の整備 …… 31
12　業務継続計画の策定 …… 31
13　感染症流行下における防護措置 …… 31
第３節　原子力防災知識の普及 …… 32
（国、危機管理部、健康福祉部、関係市町、防災関係機関、北陸電力）
1　防災業務関係者に対する教育 …… 32
2　住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発 …… 33
3　災害教訓の伝承 …… 33
第４節　原子力防災訓練の実施 …… 34
（国、危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力）
第５節　通信連絡体制の整備 …… 35
（原子力規制委員会、内閣府、消防庁、危機管理部、関係各部局、関係市町、
防災関係機関、北陸電力）
1　通信連絡設備の整備 …… 35
2　通信連絡体制の確立 …… 35
3　住民等に対する情報伝達体制の整備 …… 36
4　県職員の通信連絡体制 …… 36

第６節　環境放射線モニタリング体制の整備 …… 37
（国、危機管理部、関係市町、防災関係機関、北陸電力）
1　モニタリング資機材等の整備 …… 37
2　緊急時モニタリングセンターの体制整備 …… 38
3　モニタリング体制の確立 …… 38
4　放射線モニタリング情報共有・公表システム等の整備 …… 38
第７節　災害警備計画の策定（警察本部） …… 39
第８節　原子力災害医療体制の整備 …… 40
（原子力規制委員会、厚生労働省、健康福祉部、関係市町、防災関係機関）
1　原子力災害医療体制の整備 …… 40
2　原子力災害医療資機材等の整備 …… 40
3　安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等 …… 40
4　原子力災害医療体制の確立 …… 41
5　原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備 …… 41
6　原子力災害時の個人の被ばく線量評価体制の整備 …… 42
第９節　防護資機材等の整備 …… 42
（国、危機管理部、関係市町、防災関係機関）
1　防護資機材等の整備 …… 42
2　防護資機材等の操作訓練等 …… 42
第10節　救助・救急及び消火活動用資機材の整備等 …… 42
（消防機関、危機管理部、関係市町、北陸電力）
1　救助・救急及び消火活動用資機材等の整備 …… 42
2　救助・救急活動体制の整備 …… 42
3　消防体制の整備 …… 43
第11節　避難計画の策定（危機管理部、関係市町、防災関係機関） …… 43
1　避難計画要綱の策定 …… 43
2　緊急避難先の確保 …… 43
3　避難手段の確保 …… 43
4　関係市町の避難計画の作成 …… 43
5　要配慮者の避難誘導等 …… 44
6　学校等施設における避難計画の作成 …… 44
7　不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成 …… 44
8　住民等の避難状況の確認体制の整備 …… 44
9　避難所・避難方法等の周知の徹底 …… 45
10　居住地以外の市町に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備… 45
11　警戒区域を設定する場合の計画の策定 …… 45
第12節　保健衛生対策の体制整備　（健康福祉部、市町） …… 45
第13節　飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備 …… 45
（国、危機管理部、健康福祉部、農林水産部、市町、防災関係機関）

第14節　緊急輸送活動体制の整備　…… 46
（農林水産部、危機管理部、企画振興部、関係各部局、関係市町、防災関係機関）
1　海路・空路による交通・物流の確保　…… 46
2　専門家の移送体制の整備　…… 46
3　民間事業者等の活用　…… 46
第15節　防災ボランティアの活動　…… 47
（生活環境部、危機管理部、関係市町、防災関係機関）
1　防災ボランティアの把握等　…… 47
2　防災ボランティアの育成　…… 47
3　防災ボランティアの支援　…… 47
第16節　防災対策資料の整備　…… 48
（危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町）
1　防災対策上必要とされる資料の整備　…… 48
2　北陸電力の資料の提出　…… 48
3　原子力防災関連情報の収集・蓄積と分析整理体制の整備　…… 49
第17節　発電所上空の飛行規制（大阪航空局小松空港事務所）　…… 49
第18節　事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備　…… 50
（原子力規制委員会、内閣府、危機管理部、市町、防災関係機関、原子力事業者等）
1　原子力事業者等　…… 50
2　国　…… 51
3　県　…… 51
4　市　　町　…… 51
5　消　　防　…… 51
6　警　　察　…… 51
7　海上保安部　…… 51

第３章　原子力災害応急対策計画 …… 52
第１節　通報連絡体制 …… 52
（国、危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力）
１　情報収集事態発生時の通報連絡体制 …… 52
２　警戒事態発生時の通報連絡体制 …… 52
３　施設敷地緊急事態等発生時の通報連絡体制 …… 53
４　応急対策活動情報等の連絡 …… 56
第２節　初動体制の確立（危機管理部、健康福祉部、関係各部局） …… 61
１　県の動員体制及び設置基準等 …… 61
２　県職員の動員方法 …… 62
第３節　緊急時の措置 …… 63
（危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関）
１　災害対策本部等の設置 …… 63
２　情報収集体制 …… 63
３　警戒体制 …… 64
４　第一次本部体制及び第二次本部体制 …… 65
５　県現地災害対策本部員会議 …… 72
６　現地事故対策連絡会議への職員の派遣 …… 72
７　緊急時モニタリングセンターへの職員の派遣 …… 72
８　合同対策協議会設置後の体制 …… 72
９　防災関係機関等に対する協力要請 …… 73
10　関係市町への協力体制 …… 73
11　オフサイトセンターの立ち上げ …… 74
12　県現地本部の職員の報告 …… 74
13　災害対策本部体制等の解除基準 …… 74
第４節　消防防災ヘリコプター等の活用（危機管理部、防災関係機関） …… 75
１　消防防災ヘリコプターの活用 …… 75
２　防災関係機関のヘリコプターとの連携 …… 75
第５節　住民等に対する広報及び指示伝達 …… 76
（国、危機管理部、総務部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力）
１　広報体制 …… 76
２　県の広報及び指示伝達 …… 77
３　関係市町の広報及び指示伝達 …… 78
第６節　緊急時モニタリング …… 78
（原子力規制委員会、危機管理部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力）

第７節　屋内退避、避難等の防護対策 …… 79
（国、危機管理部、関係各部局、関係市町、防災関係機関）
1　屋内退避、避難等の防護対策について …… 79
2　防護対策の決定 …… 82
3　屋内退避 …… 85
4　避難等 …… 85
5　県外への広域避難等 …… 87
6　避難等の誘導 …… 87
7　避難退域時検査等の実施 …… 87
8　立入制限の措置 …… 88
9　治安の確保及び火災の予防 …… 88
10　防災業務関係者の防護措置 …… 88
11　協力体制 …… 89
12　要配慮者への配慮 …… 90
13　長期避難への対応 …… 91
14　ボランティアの受入れ …… 91
第８節　保健衛生活動 （健康福祉部、関係市町） …… 91
第９節　飲食物の摂取制限に関する措置 …… 91
（国、危機管理部、健康福祉部、関係各部局、市町、防災関係機関）
1　飲食物の摂取制限 …… 91
2　農林水産物等の収穫及び採取の禁止並びに出荷規制 …… 92
第10節　緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 …… 92
（農林水産部、危機管理部、企画振興部、関係各部局、関係市町、防災関係機関）
1　緊急輸送の順位 …… 92
2　緊急輸送の範囲 …… 92
3　緊急輸送のための交通確保 …… 92
4　海路、空路による交通・物流の確保 …… 93
5　生活必需物資の調達 …… 93
6　協力体制 …… 93
第11節　救助・救急、消火活動等 …… 94
（国、危機管理部、関係市町、消防機関、北陸電力）
1　救助・救急活動 …… 94
2　消火活動 …… 95
3　行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬 …… 95
第12節　原子力災害医療措置 …… 96
（厚生労働省、文部科学省、健康福祉部、日赤、石川県医師会、防災関係機関）
1　原子力災害医療体制 …… 96
2　原子力災害医療措置の実施 …… 99
3　安定ヨウ素剤の服用 …… 100
4　発災後の復旧に向けた個人線量の推定 …… 100

第13節　応援協力活動 …… 101
（国、危機管理部、健康福祉部、関係各部局、警察、自衛隊、海上保安部、関係市町、防災関係機関）
1　県の要請 …… 101
2　関係市町の要請 …… 102
3　警察の要請 …… 103
4　自衛隊の災害派遣要請 …… 103
5　海上保安部への要請 …… 104
6　原子力被災者生活支援チームとの連携 …… 104
第14節　行政の業務継続に係る措置 …… 105
（国、危機管理部、関係各部局、市町、防災関係機関）
第15節　事業所外運搬中事故に対する応急措置 …… 106
（国、危機管理部、市町、警察機関、消防機関、原子力事業者等）
1　原子力事業者等 …… 106
2　国 …… 106
3　県 …… 107
4　市　町 …… 107
5　消　防 …… 107
6　警　察 …… 107
7　海上保安部 …… 107

第４章　原子力災害復旧計画 …… 108
第１節　原子力災害復旧体制等 …… 108
（国、危機管理部、関係各部局、関係市町、防災関係機関）
1　国の措置 …… 108
2　県及び関係市町の措置 …… 108
3　石川県原子力災害事後対策本部等の設置 …… 108
第２節　汚染の除去等 …… 109
（国、危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力）
第３節　各種制限措置等の解除 …… 109
（危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関）
第４節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 …… 109
（危機管理部、関係市町、防災関係機関）

第５節　損害賠償の請求に必要な資料の作成等 …… 110
（危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町、北陸電力）
1　被災住民等の証明登録 …… 110
2　損害調査の実施 …… 110
3　健康調査の実施 …… 110
4　被災者等の生活再建等の支援 …… 110
5　生活福祉資金の貸付 …… 110
6　母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 …… 111
7　風評被害等の影響の軽減 …… 111
8　被災中小企業等に対する支援 …… 111
9　物価の監視 …… 111
10　諸記録等の作成 …… 111
11　北陸電力の措置 …… 111
12　復旧・復興事業からの暴力団排除 …… 112
13　災害義援金及び義援物資の配分 …… 112

第５章　複合災害対策 …… 113
第１節　基本方針 …… 113
第２節　災害予防対策 …… 113
1　情報の収集・連絡体制の整備 …… 113
2　複合災害時の災害予防体制の整備 …… 113
3　複合災害を想定した訓練の実施 …… 114
第３節　災害応急対策 …… 114
1　活動体制の確立 …… 114
2　情報の収集・連絡 …… 114
3　緊急時モニタリング …… 114
4　避難等の対応 …… 114
5　緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 …… 115
6　原子力災害医療措置 …… 115
第４節　災害復旧対策 …… 115

第１章　総　　則

第１節　目　　的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は事業所外運搬（発電所の外における放射性物質の運搬をいう。以下「運搬」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより生ずる災害（以下「原子力災害」という。）に関して、必要な体制を確立するとともに、防災についてとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第２節　基本方針

１　この計画は、県並びに志賀町、七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町、中能登町及び穴水町（以下「関係市町」という。）並びにその他原子力防災に携わる機関（以下「防災関係機関」という。）が、国等との連携を図り、原子力防災対策に取り組むための基本となるものである。

２　原子力災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味するものであり、原子力災害対策の実施に当たっては、原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

そのため、本計画においては、その原子力災害の特殊性に鑑み、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発、原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、原災法第10条第１項前段の規定により発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者（発電所長）」という。）が通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）の発生及び原災法第15条第１項に該当する原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）の発生又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）における災害応急対策活動が円滑かつ有効に実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど所要の措置を定めるものである。

３　この計画に定めのない事項については、石川県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）の他の各災害対策編による。

第３節　原子力災害対策指針に基づく方針

１　原子力災害対策重点区域の範囲

本県において、あらかじめ重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）は次のとおりである。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）

放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、緊急時活動レベル（ＥＡＬ：Emergency Action Level）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物資が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲は発電所からおおむね半径５km以内とする。

(2) 緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ:Urgent Protective Action Planning Zone）

確率的影響のリスクを低減するため、ＥＡＬ及び緊急時モニタリングの結果や環境試料中の放射性物質の濃度等を踏まえた運用上の介入レベル（ＯＩＬ：Operational Intervention Level)に基づき、緊急防護措置を準備する区域であり、その範囲は発電所からおおむね３０km以内とする。

範　　囲
ＰＡＺ：発電所を中心として、おおむね半径５キロメートル以内の地域 ＵＰＺ：発電所を中心として、おおむね半径30キロメートル以内の地域
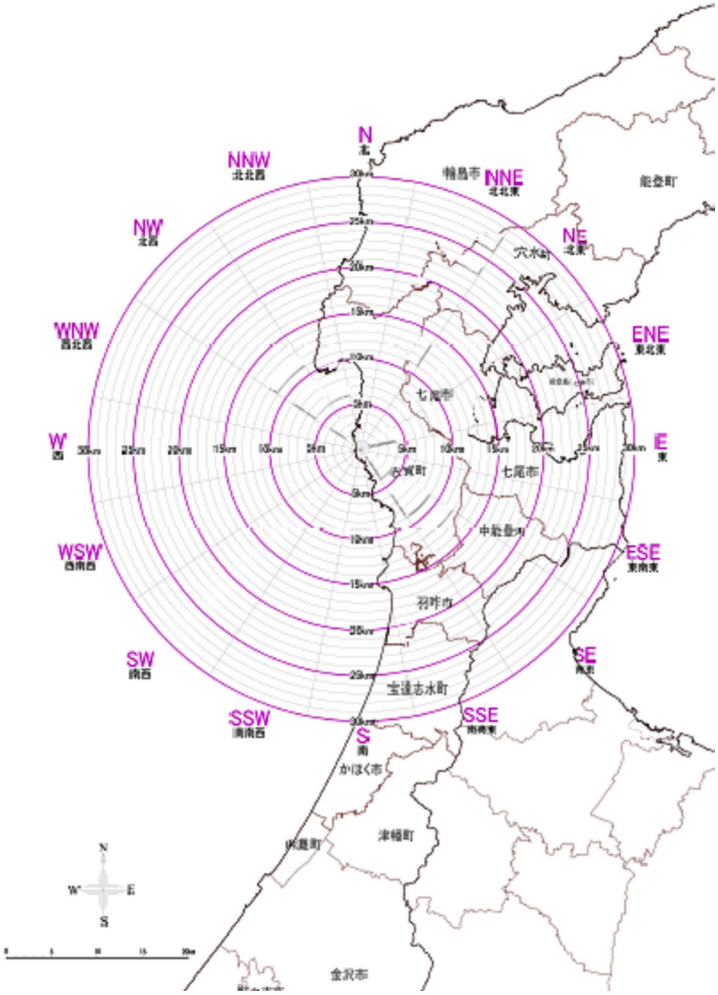

2　想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態

原子力災害対策指針における原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。

(1) 放射性物質又は放射線の放出

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の２種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

ア　外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

イ　内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

3　緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

(1) 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階の４段階に区分する。

ア　準備段階

原子力事業者、国、県、市町等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で、検証・評価し、改善する必要がある。

イ　初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

ウ　中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う必要がある。

エ　復旧段階

被災した地域の長期的な復旧対策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う必要がある。

(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、ＩＡＥＡ等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。

ア　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

(ｱ) 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３つに区分する。

【警戒事態】

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するＥＡＬのうち、原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階である。

この段階では、国、県、志賀町は、原子力施設の近傍のＰＡＺにおいて、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

【施設敷地緊急事態】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、国、県、市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にＰＡＺにおいて、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。

【全面緊急事態】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じ

たため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、国、県及び市町は、ＰＡＺにおいて、基本的に全ての住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講じなければならない。また、ＵＰＺにおいては、屋内退避を実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、ＰＡＺと同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。

(ｲ) 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを国及び原子力事業者が判断するための基準（ＥＡＬ：緊急時活動レベル）は以下のとおりである。

緊急事態区分とＥＡＬについて

志賀原子力発電所におけるＥＡＬ

警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
１．原子炉停止機能の異常のおそれ　※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することが出来ない場合、若しくは停止したことを確認することが出来ない場合。 ２．原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合。 ３．原子炉給水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。 ４．原子炉除熱機能の一部喪失　※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。 ５．非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ　※1 非常用交流母線が１となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が１となる状態が１５分間以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源喪失が３時間以上継続した場合。 ６．停止中の原子炉冷却機能の一部喪失　※1 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合。 ７．使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ　※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（旧基準炉）　※２ 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。 ８．単一障壁の喪失又は喪失のおそれ　※１ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。 ９．原子炉制御室他の機能喪失のおそれ　※１ 中央制御室及び中央制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。 １０．所内外通信連絡機能の一部喪失　※１ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。 １１．重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ　※１ 重要区域（命令第２条第２項第８号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがある場合。 １２．外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。　※１ ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 ※１：規制法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合した場合に適用する。 ※２：規制法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合していない場合に適用する。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である。

施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
１．敷地境界付近の放射線量の上昇 (1) モニタリングポストの１つ又は２つ以上において、５μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって５μSv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。 (2) 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が５μSv/h を下回っている場合において、モニタリングポストの１つ又は２つ以上について、ガンマ線の放射線量が１μSv/h 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、５μSv/h 以上となった場合。 ２．通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に ５μSv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第５条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において１０分間以上継続して検出された場合。 ３．火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、５０μSv/h 以上の放射線量が１０分間以上継続して検出された場合、又は５μSv/h の放射線量に相当する放射性物質（規則第６条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 ４．施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 ５．原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能　※１ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合。 ６．原子炉注水機能喪失のおそれ　※１ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない場合。 ７．残留熱除去機能の喪失　※１ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備（以下「残留熱除去系装置等」という。）により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できない場合。 ８．非常用交流高圧母線の３０分間以上喪失　※１ 全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上継続した場合。 ９．直流電源の部分喪失　※１ 非常用直流母線が１となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が１となる状態が５分間以上継続した場合。 １０．停止中の原子炉冷却機能の喪失　※１ 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 １１．使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失　※１ 使用済燃料貯蔵槽プールの水位を維持できない場合又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（旧基準炉）　※２ 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下したとき。 １２．格納容器健全性喪失のおそれ　※１ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合。 １３．２つは障壁の喪失又は喪失のおそれ　※１ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合。 １４．原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用　※１ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用した場合。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
１５．原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失　※１ 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 １６．所内外通信連絡機能の全ての喪失　※１ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。 １７．火災・溢水による安全機能の一部喪失　※１ 火災又は溢水が発生し、命令第２条第２項第８号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失した場合。 １８．防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。 １９．事業所外運搬での放射線量率の上昇又は放射性物質漏えい (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から１m離れた場所において、１００μSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（L型、IP-1型を除く）。 ※１：規制法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合した場合に適用する。 ※２：規制法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合していない場合に適用する。	

※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画に定める基準である。

全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
１．敷地境界付近の放射線量の上昇 モニタリングポストの１つにおいて、５μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が１０分間以上継続して検出された場合、又は２つ以上において、５μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって５μSv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。 ２．通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に５μSv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第５条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において１０分間以上継続して検出された場合。 ３．火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、５mSv/h 以上の放射線量が１０分間以上継続して検出された場合、又は５００μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第６条で定められた基準に１００を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 ４．施設内（原子炉外）での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。 ５．全ての原子炉停止操作の失敗　※１ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 ６．原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能　※１ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
７．原子炉注水機能の喪失　※１ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。 ８．残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失　※１ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。 ９．全非常用交流高圧母線の１時間以上喪失　※１ 全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続した場合。 １０．全直流電源の５分間以上喪失　※１ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続した場合。 １１．炉心損傷の検出　※１ 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。 １２．停止中の原子炉冷却機能の完全喪失　※１ 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。 １３．使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出　※１ 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（旧基準炉）　※２ 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。 １４．格納容器圧力の異常上昇 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合。 １５．２つの障壁喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失のおそれ　※１ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合。 １６．原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失　※１ 中央制御室が使用できない場合に中央制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも中央制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなる場合。 １７．住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。 １８．事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から１m離れた場所において、１０mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第４条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。 ※１：規制法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合した場合に適用する。 ※２：規制法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合していない場合に適用する。	

※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画に定める基準である。

イ　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

(ｱ) 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。

このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置の実施を判断する基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）を行い、その結果を踏まえ除染（簡易な方法による除染（以下「簡易除染」という。）を含む。以下同じ。）を行う。また、甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。）を原子力災害対策指針に定める対象者に対して実施しなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(ｲ) 具体的な基準と防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表されるＯＩＬを設定する。

防護措置を実施する国、県及び関係市町においては、緊急時モニタリングの結果をＯＩＬに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

各種防護措置に対応するＯＩＬの初期設定値として設定した内容を以下に示す。

ＯＩＬの設定内容

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期値</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ １</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">５００μＳｖ/ｈ
（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）
緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する</td><td>数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施。
（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ ４</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：４０，０００ cpm
（皮膚から数ｃｍでの検出器の計測数）
β線：１３，０００ cpm （1ヶ月後の値）
（皮膚から数ｃｍでの検出器の計測数）</td><td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">２０ μＳｖ/ｈ
（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）
緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する</td><td>1日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">飲食物摂取制限</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ ６による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">０．５ μＳｖ/ｈ
（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）</td><td>数日内を目途に飲食物の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定。</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ ６</td><td>経口摂取による被ばくを防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種</td><td>飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td>１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>放射性ヨウ素</td><td>３００ Ｂｑ/kg</td><td>２，０００ Ｂｑ/kg※</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>放射性セシウム</td><td>２００ Ｂｑ/kg</td><td>５００ Ｂｑ/kg</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>１ Ｂｑ/kg</td><td>１０ Ｂｑ/kg</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ウラン</td><td>２０ Ｂｑ/kg</td><td>１００ Ｂｑ/kg</td><td></td></tr>
</table>

※ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第４節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

１　石 川 県

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
１　県地域防災計画の作成に関すること。 ２　志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）の協議に関すること。 ３　原災法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第１項の規定に基づく立入検査の実施に関すること。 ４　原災法に基づく原子力防災要員等の届出の受理等に関すること。 ５　原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 ６　防災業務関係者に対する教育に関すること。 ７　原子力防災訓練の実施に関すること。 ８　通信連絡設備の整備に関すること。 ９　環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関すること。 10　原子力災害時における医療対応（以下、「原子力災害医療」という。）のための設備等の整備に関すること。 11　防護資機材の整備に関すること。 12　防災対策資料の整備に関すること。 13　事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 14　緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の管理・運営に関すること。 15　石川県災害対策本部（以下「県本部」という。）及び石川県現地災害対策本部（以下「県現地本部」という。）の設置及び廃止に関すること。 16　合同対策協議会等（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議をいう。以下同じ。）への参加等に関すること。 17　緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 18　住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 19　住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。 20　原子力災害医療措置に関すること。 21　緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 22　放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。 23　石川県原子力災害事後対策本部及び石川県原子力災害現地事後対策本部の設置及び廃止に関すること。 24　各種制限措置の解除に関すること。 25　住民等の健康に関すること。 26　損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 27　関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。 28　富山県との連携に関すること。

2　石川県警察

処理すべき事務又は業務の大綱
1　災害警備計画の策定に関すること。 2　災害警備本部の設置及び廃止に関すること。 3　住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること。 4　立入禁止措置及び解除に関すること。 5　原災法第17条第９項に規定する緊急事態応急対策実施区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）及び原子力災害事後対策実施区域並びにその周辺地域の警備や交通規制に関すること。 6　事故状況の把握に関すること。

3　石川県教育委員会

処理すべき事務又は業務の大綱
1　児童・生徒に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。 2　児童・生徒に対する避難等に係る安全の確保に関すること。 3　避難等に係る県立学校施設の使用に関すること。

4　原子力防災専門官

処理すべき事務又は業務の大綱
1　オフサイトセンター内の施設等の維持管理に関すること。 2　原子力事業者防災業務計画の作成及び修正に対する指導・助言に関すること。 3　原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に対する指導・助言及び原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務に関すること。 4　原災法に基づく立入検査の実施等に関すること。 5　特定事象発生時における状況把握のための情報収集に関すること。 6　特定事象発生時における県及び関係市町が行う応急措置に対する助言その他原子力災害の発生又は拡大防止に必要な業務に関すること。

5　原子力運転検査官

処理すべき事務又は業務の大綱
1　発電所の運転状況、設備の保全状況等に関すること。 2　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の24第１項に規定する保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守状況の把握等に関すること。 3　発電所の事故状況の把握のための情報収集に関すること。

6　上席放射線防災専門官

処理すべき事務又は業務の大綱
1　緊急時モニタリング計画の作成及び修正に対する指導・助言に関すること。 2　緊急時モニタリングの実施に関すること。

7　関係市町

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
志賀町 七尾市 輪島市 羽咋市 かほく市 宝達志水町 中能登町 穴水町	1　市町地域防災計画の作成に関すること。 2　原子力事業者防災業務計画の協議等に関すること。 3　原災法に基づく報告の徴収又は立入検査の実施等に関すること（志賀町のみ）。 4　原災法に基づく原子力防災要員等の届出の受理に関すること（志賀町のみ）。 5　原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 6　防災業務関係者に対する教育に関すること。 7　原子力防災訓練の実施に関すること。 8　通信連絡設備の整備に関すること。 9　住民等に対する情報伝達設備の整備に関すること。 10　防護資機材の整備に関すること。 11　防災対策資料の整備に関すること。 12　事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 13　市町災害対策本部に関すること。

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
	14　合同対策協議会等への参加等に関すること。 15　緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 16　住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 17　住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。 18　原子力災害医療措置に対する協力に関すること。 19　緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 20　放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。 21　各種制限措置の解除に関すること。 22　住民等の健康に関すること。 23　損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。

8　消防機関

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部 七尾鹿島消防本部 かほく市消防本部 奥能登広域圏事務組合消防本部	1　消火、救助・救急に関すること。 2　住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること。 3　原子力災害医療措置に対する協力に関すること。 4　避難等の誘導に係る資料の整備に関すること。 5　緊急事態応急対策実施区域の防火対策に関すること。

9　指定地方行政機関

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部管区警察局	1　管区内各県警察との指導、調整に関すること。 2　他管区警察局との連携に関すること。 3　関係機関との協力に関すること。 4　情報の収集及び連絡に関すること。 5　警察通信の確保及び統制に関すること。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸財務局	1　地方公共団体に対する災害融資に関すること。 2　金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。 3　提供・利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報提供に関すること。(平時における定期または随時の情報提供を含む。) 4　災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎、宿舎）の無償貸付等に関すること。(各省庁所管財産を含めた広範対応を含む。)
東海北陸厚生局	原子力災害医療措置の連絡調整に関すること。
北陸農政局	1　農産物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2　主要食糧等の需給対策に関すること。 3　主要食糧の緊急引渡措置に関すること。
近畿中国森林管理局	林野及び林産物の汚染対策の指導に関すること。
中部経済産業局	1　原子力災害時における防災関係物資の確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 2　産業（中小企業を含む）の被害状況及び被災事業者への支援に関すること。 3　ライフラインの早期復旧に関すること。
北陸信越運輸局 （石川運輸支局）	1　輸送確保のための連絡調整に関すること。 2　運送事業者の安全輸送確保等に係る指導に関すること。
大阪航空局 （小松空港事務所）	1　発電所上空の飛行制限に関すること。 2　人員、応急物資等の空輸の利便確保に関すること。
東京管区気象台 （金沢地方気象台）	気象状況の把握及び通報連絡に関すること。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
第九管区海上保安本部	1　船舶に対する緊急通報及び避難、立入制限等の各種制限措置に関すること。 2　海上における救助・救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること。 3　海上の緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保に関すること。 4　海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。
北陸総合通信局	災害時における非常通信の確保に関すること。
石川労働局	1　労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2　労働災害調査及び労働者の労働災害補償に関すること。
北陸地方整備局（金沢河川国道事務所）	一般国道の国土交通大臣管理区間の通行確保に関すること。
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。
北陸地方整備局（金沢港湾・空港整備事務所）	金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。
中部地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2　災害時における廃棄物に関すること。
国土地理院北陸地方測量部	1　災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 2　災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 3　災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 4　災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。

10　自 衛 隊

機　　関　　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸　上　自　衛　隊 中 部 方 面 総 監 部 （第14普通科連隊）	1　災害応急救援活動に関すること。 2　緊急時モニタリングの支援に関すること。 3　人員、物資等の陸上輸送支援に関すること。 4　その他災害応急対策の支援に関すること。
海　上　自　衛　隊 舞 鶴 地 方 総 監 部	1　災害応急救援活動に関すること。 2　緊急時モニタリングの支援に関すること。 3　人員、物資等の海上輸送支援に関すること。 4　その他災害応急対策の支援に関すること。
航　空　自　衛　隊 航 空 総 隊 司 令 部 （ 第 6 航 空 団 ） （ 小 松 救 難 隊 ）	1　災害応急救援活動に関すること。 2　緊急時モニタリングの支援に関すること。 3　人員、物資等の航空輸送支援に関すること。 4　その他災害応急対策の支援に関すること。

11　指定公共機関

機　　関　　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 郵 便 株 式 会 社 北　陸　支　社	1　災害時における郵便業務の確保に関すること。 2　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 金　沢　支　社	緊急輸送に対する協力に関すること。
日本貨物鉄道株式会社 金　沢　支　店	救援物資の輸送に対する協力に関すること。
ＮＴＴ西日本株式会社 北　陸　支　店	通信の確保に関すること。
ＮＴＴドコモビジネス株式会社 北　陸　支　社	

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
株式会社ＮＴＴドコモ 北陸支社	通信の確保に関すること。
ＫＤＤＩ株式会社 北陸総支社	
ソフトバンク株式会社 地域総務部（北陸）	
楽天モバイル株式会社 （金沢支社）	
日本赤十字社 石川県支部	1　医療救護に関すること。 2　義援金品の募集及び配分に関すること。
北陸電力送配電株式会社 石川支社	電力供給に関すること。
日本放送協会 金沢放送局	1　原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2　災害情報、各種指示等の伝達に関すること。
日本銀行 （金沢支店）	災害時における金融上の措置等に関すること。
中日本高速道路株式会社	1　高速自動車道の維持管理及び防災対策の実施に関すること 2　災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること。 3　高速自動車道の早期災害復旧に関すること。
日本通運株式会社 （金沢支店）	災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
福山通運株式会社 （金沢支店）	

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐川急便株式会社（北陸支社）	災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）	
イオン株式会社	災害時における物資の調達・供給確保に関すること。
ユニー株式会社	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	
株式会社ローソン	
株式会社ファミリーマート	
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	

12　指定地方公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸放送株式会社	1　原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2　災害情報、各種指示等の伝達に関すること。
石川テレビ放送株式会社	
株式会社テレビ金沢	
北陸朝日放送株式会社	
株式会社エフエム石川	

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
株式会社北國新聞社	災害情報、各種指示等の伝達に関すること。
株式会社中日新聞北陸本社	
北陸鉄道株式会社	緊急輸送に対する協力に関すること。
のと鉄道株式会社	
ＩＲいしかわ鉄道株式会社	
公益社団法人石川県医師会	医療救護に関すること。
公益社団法人石川県看護協会	看護活動に関すること。
石川県治水協会	河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること。
一般財団法人 石川県エルピーガス協会	１　ＬＰガス施設の応急復旧に関すること ２　ＬＰガスの安定供給の確保に関すること。
一般社団法人石川県歯科医師会	歯科医療救護活動に関すること。
公益社団法人石川県薬剤師会	薬剤師活動や医療品供給に関すること。
公益社団法人石川県栄養士会	栄養管理に関すること。
一般社団法人石川県建設業協会	災害時における応急対策工事に関すること。
金沢エナジー株式会社	災害時における都市ガス及びＬＰガスの安定供給の確保に関すること。
小松ガス株式会社	災害時における都市ガス及びＬＰガスの安定供給の確保に関すること。

13　公共的団体等

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
公共的団体	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、関係医療機関等	県、関係市町及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
防災上重要な施設の管理者	屋内退避施設や避難所（以下「避難所等」という。）の施設	

14　原子力事業者

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸電力株式会社	1　保安規定の制定に関すること。 2　原子力事業者防災業務計画の作成、修正に関すること。 3　原子力防災組織の設置に関すること。 4　原子力防災管理者等の選任又は解任に関すること。 5　原災法に基づく原子力防災要員等の届出に関すること。 6　発電所の防災体制の整備に関すること。 7　関係市町の住民等への放射線防護等に関する知識の普及・啓発に関すること。 8　発電所の災害予防に関すること。 9　非常用通信機器及び通信連絡体制の整備に関すること。 10　放射線測定設備（以下「敷地境界モニタリングポスト」という。）及び計測器等の整備に関すること。 11　敷地境界モニタリングポストにより測定した放射線量の記録及び公表に関すること。 12　放射線障害防護用器具及びその他資機材の整備に関すること。 13　従業員等に対する防災に係る教育訓練等に関すること。 14　原子力防災対策資料の整備に関すること。 15　特定事象発生の通報等に関すること。 16　発電所の施設内の応急対策に関すること。 17　災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること。 18　緊急時モニタリングの実施に関すること。

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
	19　合同対策協議会等への参加等に関すること。 20　県、関係市町及び防災関係機関等が実施する防災対策に対する協力及び連携に関すること。 21　汚染の除去等に関すること。 22　災害復旧に関すること。 23　損害賠償の請求等への対応に関すること。

第５節　広域的な活動体制

原子力災害時における広域的活動体制は、次のとおりとする。

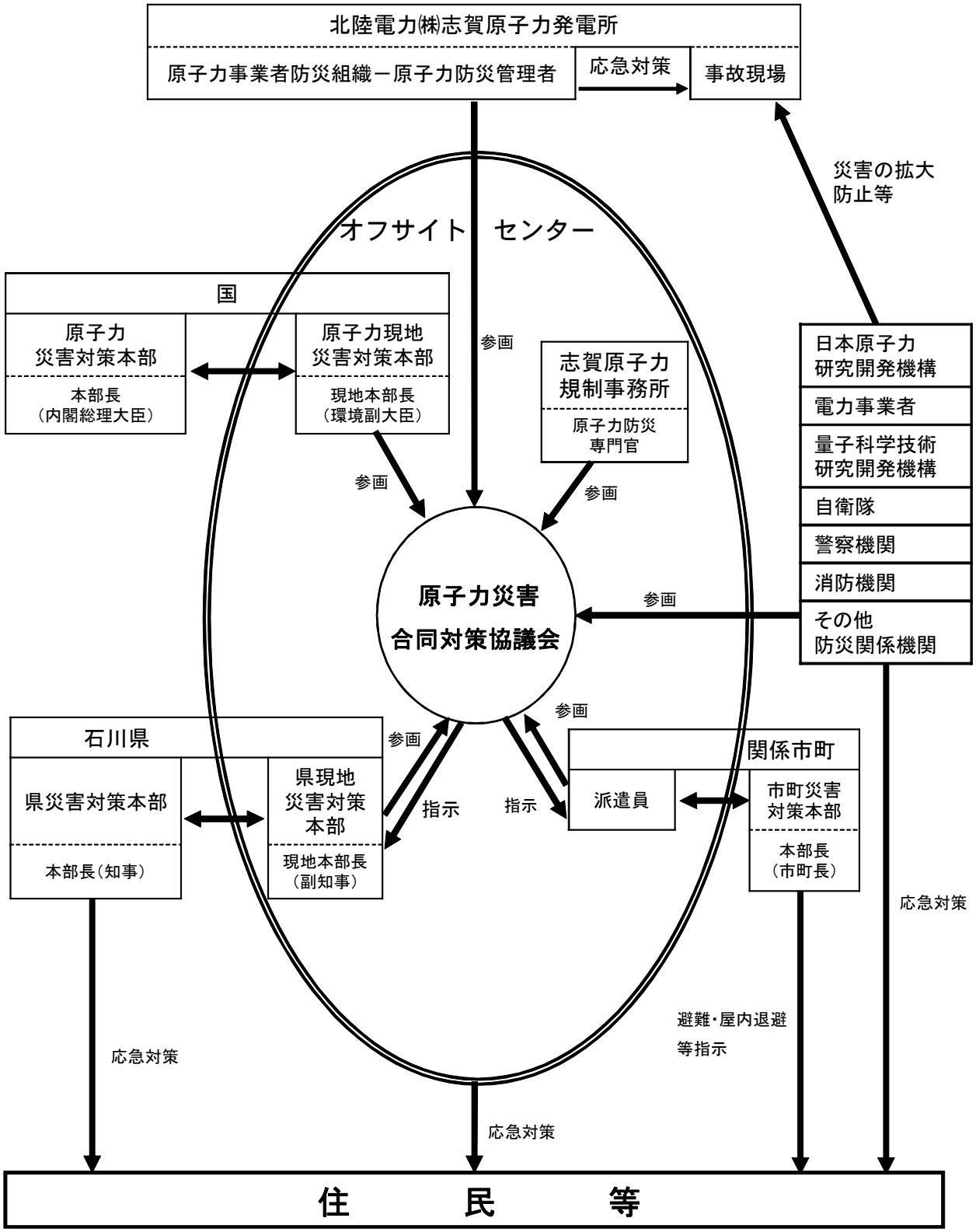

第２章　原子力災害予防計画

第１節　発電所における予防措置等の責務等

原子力規制委員会、危機管理部、
関係市町、北陸電力

１　発電所における安全確保

北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）は、次の協定を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、大量の放射性物質等の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保する。

志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和63年12月１日締結）

北陸電力：県、志賀町

２　発電所の保安管理

(1) 北陸電力は、保安規定を定め、それを遵守しなければならない。

(2) 原子力運転検査官は、発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行い、発電所の安全性の確保に努めることとされている。

(3) 原子力防災専門官は、原子力事業者防災業務計画の作成及び北陸電力が実施する原子力災害予防対策について、指導及び助言を行うこととされている。

３　発電所における防災体制の確立

北陸電力は、原災法第７条第１項の規定により発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、また、毎年当該防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正し、原子力防災体制の整備に万全を期す。

４　原子力事業者防災業務計画の協議

(1) 北陸電力は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ原災法第７条第２項の規定により知事及び志賀町長に原子力事業者防災業務計画の案を提出して協議を行う。

なお、作成又は修正にあたっては、原子力防災専門官の指導及び助言を得ることとされている。

(2) 知事及び志賀町長は、県地域防災計画又は志賀町地域防災計画との整合性を保つ観点から、協議を行う。また、知事は速やかに志賀町以外の関係市町の長に原子力事業者防災業務計画の案の写しを送付して、意見を聴き、必要に応じて北陸電力との協議に反映させる。

(3) 北陸電力は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

5　原災法に基づく発電所の原子力防災要員の設置又は変更等の届出

北陸電力は、原災法に基づき知事をはじめ原子力規制委員会及び志賀町長に次の事項を届け出なければならない。

なお、知事は、北陸電力から届出があった場合は、志賀町以外の関係市町の長に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

(1) 原子力防災要員の現況（原災法第８条第４項）
(2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任若しくは解任（原災法第９条第５項）
(3) 敷地境界モニタリングポストの現況（原災法第11条第３項）
(4) 原子力防災資機材の現況（原災法第11条第３項）

6　北陸電力に対する報告の徴収及び立入検査

知事及び志賀町長は、必要に応じ、北陸電力に対して原災法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第１項の規定に基づく発電所への立入検査を実施することにより、北陸電力が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

なお、立入検査は、少なくとも年１回、実施する。

第２節　原子力防災体制等の整備

国、危機管理部、健康福祉部、
関係各部局、関係市町、防災関係機関

1　原子力防災対策部会の設置

石川県防災会議に原子力防災対策部会を設置する。原子力防災対策部会は、県地域防災計画「原子力防災計画編」を検討し、原子力防災対策の整備推進を図る。

2　地域原子力防災協議会の設置

国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置し、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、県の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うこととなっている。

国及び県は、地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認する。

国は、地域原子力防災協議会における確認結果を原子力防災会議に報告し、了承を求めることになっている。

国、県、関係市町及び北陸電力は、地域原子力防災協議会における検討等を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

3　原子力防災専門官との連携

県は、県地域防災計画「原子力防災計画編」の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、防護対策などの緊急時対応等について、平時から原子力防災専門官と密接な連携を図る。

4　上席放射線防災専門官との連携

県は、県緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平時から地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。

5　オフサイトセンターの維持・管理

国及び県は協力して、オフサイトセンターの施設・設備及び備え付けの防護資機材、資料等について適切に維持・管理を行う。

なお、オフサイトセンターは、羽咋郡志賀町西山台２丁目７番地に設置する。

6　合同対策協議会等の体制の整備

(1) 現地事故対策連絡会議

県及び関係市町は、施設敷地緊急事態発生の通報があった場合は、国、北陸電力等と情報を共有するため、現地事故対策連絡会議を組織する体制を整備する。

なお、現地事故対策連絡会議は、原子力規制委員会が現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員をオフサイトセンターに集合させて開催するものであるが、県、関係市町、北陸電力等に対して当該職員の派遣を求めることとなっている。

(2) 原子力災害合同対策協議会

県及び関係市町は、原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）が発出された後は、国とともに、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織する体制を整備する。

なお、合同対策協議会は、県及び関係市町の災害対策本部の代表者をはじめ国の原子力災害現地対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者により構成され、原子力規制委員会、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

また、原災法第15条第４項の規定により、国が原子力緊急事態解除宣言を行った場合は、引き続き原子力災害合同対策協議会を開催し、国、北陸電力とともに、本計画第４章「原子力災害復旧計画」により実施する原災法第27条第１項に規定する原子力災害事後対策（以下「事後対策」という。）の体制及び役割分担の明確化、事後対策の内容等の確認等をとることとなる。

(3) 開催場所

合同対策協議会等は、オフサイトセンターにおいて、開催される。

(4) 運　　営

合同対策協議会等は、「石川県志賀オフサイトセンターマニュアル（志賀原子力規制事務所策定）」に基づいて運営される。

7　防災関係機関相互の連携体制の整備

(1) 県は、平時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、内閣府、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリング等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。

(2) 県及び関係市町は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 県及び関係市町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

(4) 県は、関係市町が必要に応じて締結する被災時の相互応援に関し、協定の締結、その他必要な準備が円滑に進むよう配慮する。

(5) 県及び関係市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時から連携を強化しておく。

なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(6) 関係市町は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(7) 県、関係市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(8) 国、県、関係市町及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

8　警察災害派遣隊の受入体制の整備

県警察本部は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための警察災害派遣隊の受入体制などを整備する。

9　消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の要請体制の整備

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制の整備に努める。

10　自衛隊派遣要請体制の整備

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、自衛隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努める。

11　災害長期化に備えた体制の整備

県は、国、関係市町、その他関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の動員体制を整備するものとする。

その際、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることも想定し、人員及び防災資機材の確保等において相互の連携を図るものとする。

12　業務継続計画の策定

県や関係市町等は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

13　感染症流行下における防護措置

(1) 県及び市町は、令和２年における新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(2) 市町は、避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

第３節　原子力防災知識の普及

国、危機管理部、健康福祉部、関係市町、防災関係機関、北陸電力

県は、原子力災害の特殊性を踏まえて、平時から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。

１　防災業務関係者に対する教育

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者が、自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることが重要である。又、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。そのため県は、国、関係市町及び防災関係機関と連携して、防災業務関係者等に対して、原子力災害の発生又は拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策の円滑かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項について教育を実施する。

(1) 関係市町及びＵＰＺで活動する防災関係機関等職員

関係市町及びＵＰＺで活動する防災関係機関等職員は、原子力災害が発生した場合には住民避難等の対応を行う可能性があるため、県は、これらの対象者に対し、以下のような教育を行う。

ア　教育の方法

(ｱ) 研修会、講習会等の開催及び講師の派遣

(ｲ) 研修会等への防災業務関係者の派遣

イ　教育の内容

(ｱ) 原子力防災体制及び組織に関すること。

(ｲ) 原子力災害とその特殊性に関すること。

(ｳ) 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）に関すること。

(ｴ) 緊急時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。

(ｵ) 放射線防護に関すること（防災資機材の使い方、放射線の健康への影響等）。

(ｶ) 避難、誘導等の防護対策活動（緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項を含む。）に関すること。

(ｷ) 放射性物質及び放射線の測定方法及び測定機器に関すること。

(ｸ) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。

(ｹ) 原子力災害医療（被ばくに対する応急手当を含む。）に関すること。

(ｺ) その他必要と認める事項に関すること。

(2) その他の職員（ＵＰＺ外の市町や防災関係機関の職員）

県は、ＵＰＺ外の市町や防災関係機関の職員についても、放射線、放射性物質の基礎知識、原子力災害が発生した場合の対処に関する基本事項等について、研修会、講習会を開催するなどの教育を行う。

2　住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発

県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と協力して、住民等に対して、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関して、必要な助言を行う。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(1) 関係市町住民に対する対応

関係市町の住民は、原子力災害が発生した場合には住民避難等の対応を行う可能性があるため、県は、これらの対象者に対し、以下のような普及及び啓発の活動を行う。

ア　普及及び啓発の方法

(ｱ) 講習会、研修会等の開催

(ｲ) 見学、現地調査等の実施

(ｳ) ビデオ・パンフレット等の配布

(ｴ) インターネットによる情報発信

(ｵ) 原子力防災訓練の映像による配信

イ　普及及び啓発の内容

(ｱ) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

(ｲ) 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）の概要に関すること。

(ｳ) 原子力災害とその特殊性に関すること。

(ｴ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。

(ｵ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

(ｶ) 原子力災害時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。

(ｷ) 屋内退避の方法、避難所等の所在地及び避難方法、避難退域時検査の場所及び方法、医療機関の場所等に関すること。

(ｸ) 安定ヨウ素剤の服用に関すること。

(ｹ) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所等での行動等に関すること。

(ｺ) その他必要と認める事項。

(2) 関係市町以外の住民に対する対応

県は、関係市町住民以外の県民に対しても、放射線、放射性物質の基礎知識、原子力災害が発生した場合の対処に関する基本事項等について、様々な機会を通じて普及及び啓発活動を行うよう努める。

3　災害教訓の伝承

県は、原子力災害の教訓や災害文化を後世に伝えるため、国等と連携して原子力災害に関する各種資料を広く収集・整理するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第４節　原子力防災訓練の実施

国、危機管理部、健康福祉部、関係各部局
関係市町、防災関係機関、北陸電力

1　県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を計画的に実施する。

(1) 緊急時通信連絡訓練
(2) オフサイトセンター立ち上げ及び運営支援訓練
(3) 災害対策本部等設置訓練
(4) 緊急時モニタリング訓練
(5) 広報訓練
(6) 避難等措置訓練
(7) 原子力災害医療措置訓練
(8) その他必要と認める訓練

2　訓練を実施するにあたっては、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオのもと、参加者に事前にシナリオを知らせないブラインド訓練や机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練など、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、訓練終了後、専門家や訓練参加機関による検討会の開催等により、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等に反映する。

第５節　通信連絡体制の整備

原子力規制委員会、内閣府、消防庁、危機管理部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力

県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力（以下、本節において「各機関」という。）は、原子力規制委員会及び内閣府と連携して、相互に原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線による電話、ファクシミリ及び防災行政無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。

なお、国は、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システムその他非常用通信機器を整備・維持することとされている。

１　通信連絡設備の整備

(1) 県

ア　県と国、関係市町及び防災関係機関の間を結ぶ電話・ファクシミリ等の専用回線網

イ　県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系及び地上系防災行政無線施設

ウ　その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

(2) 関係市町、消防機関

ア　関係市町防災行政無線等

イ　消防無線

ウ　その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

(3) 北陸電力

ア　発電所と県、関係市町及びオフサイトセンターの間の専用回線網で接続する電話・ファクシミリ等

イ　発電所と国、県、関係市町及び防災関係機関へのファクシミリ

ウ　北陸電力内部を専用回線で結ぶ社内通信施設

エ　その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

２　通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、定期的に通信連絡訓練等を実施し、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努める。

また、各機関は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平時から代替ルートの確保に努める。更に、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、ＮＴＴ西日本株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保、ＩＰ電話を利用する場合でのネットワーク機器等の停電対策等を講じる。

3　住民等に対する情報伝達体制の整備

(1) 県

ア　県は、緊急時において、住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関への緊急警報放送を要請する体制を整備する。

イ　県は、緊急時において、周辺海域の船舶に対して、金沢海上保安部及び漁業協同組合へ災害情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する体制を整備する。

ウ　県は、新たな情報通信媒体について、平時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。

(2) 関係市町

ア　関係市町は、緊急時において、住民等に対して、被災者の危機回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、地域の実情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。

イ　関係市町は、国及び県と連携し、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等を整備する。

ウ　関係市町は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に対する情報伝達体制を整備する。

エ　関係市町は、新たな情報通信媒体について、平時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。

4　県職員の通信連絡体制

県の各部局長は、県地域防災計画 一般災害対策編 第２章 災害予防計画「第６節　防災体制の整備」２(2)に基づき、次の事項を盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）等の整備を図る。

(1) 緊急時の配備計画

(2) 緊急時の連絡体制

(3) 緊急時の各職員の担当業務

(4) その他必要事項

第６節　環境放射線モニタリング体制の整備

国、危機管理部、関係市町、
防災関係機関、北陸電力

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部。）の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは原子力規制委員会、関係省庁、県、原子力事業者等により構成され、これらが連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をＯＩＬに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。

そのために、県は、国、関係地方公共団体及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

１　モニタリング資機材等の整備

(1) 県は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。

ア　環境放射線監視ネットワークシステム
イ　環境放射線観測局
ウ　サーベイメータ等の可搬型計測用機器
エ　走行サーベイシステム用車載装置
オ　ダストモニタ・大気モニタ
カ　ヨウ素モニタ・ヨウ素サンプラ
キ　環境試料分析装置
ク　その他モニタリングに必要な資機材

(2) 北陸電力は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。

ア　敷地境界モニタリングポスト
イ　排気筒モニタ
ウ　サーベイメータ等の可搬型計測用機器
エ　モニタリングカー
オ　ダストサンプラ
カ　ヨウ素サンプラ
キ　その他モニタリングに必要な資機材

(3) 県は、原子力規制委員会、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構及び原子力事業者が整備するモニタリング資機材等の把握に努める。

2　緊急時モニタリングセンターの体制整備

県は、オフサイトセンター等に国が統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための体制の整備に協力する。

3　モニタリング体制の確立

国、県及び北陸電力が連携した緊急時モニタリングを行うために、国は、平時から緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。

緊急時モニタリングセンターは、国、県、関係市町、北陸電力及び関係指定公共機関の要員で構成される。県は、国の定める緊急時モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等に協力するものとする。緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、国からの担当者が不在の時には県の要員が指揮を代行する。

(1) 県は、原子力災害対策指針等に基づき、原子力規制委員会、関係市町及び北陸電力の協力を得て緊急時モニタリングの手順等を示した「石川県緊急時モニタリング計画」を策定し、必要に応じて見直す。

(2) 県、関係市町及び北陸電力は、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に資機材の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正な管理に努める。

(3) 国は、緊急時モニタリングセンターのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、緊急時モニタリングセンターに派遣する要員等、必要な要員をあらかじめ定めておく。

(4) 北陸電力は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを行うとともに、国の統括の下実施される緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、原子力防災要員等の派遣、モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備する。

4　放射線モニタリング情報共有・公表システム等の整備

国は、地方公共団体等との情報共有のために必要な通信機器等を整備するとともに、緊急時モニタリングの結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みを整備する。また、国は、集約及び共有したすべての緊急時モニタリング結果を分かりやすく、かつ迅速に公表することとなっている。

第７節　災害警備計画の策定

警察本部

警察本部は、緊急時において、応急措置を的確にとることができるよう、次の事項を盛り込んだ原子力災害警備計画を策定する。

(1) 災害警備本部等の設置
(2) 指揮命令
(3) 情報の収集・連絡
(4) 避難誘導
(5) 救助救出
(6) 交通規制
(7) その他必要な事項

第８節　原子力災害医療体制の整備

原子力規制委員会、厚生労働省、 健康福祉部、関係市町、防災関係機関

県は、原子力規制委員会、厚生労働省、関係市町及び防災関係機関等と連携して、原子力災害時における医療措置に対応するため、原子力災害医療体制を整備する。

１　原子力災害医療体制の整備

(1) 県は、国が示す指定要件に基づき、原子力災害拠点病院を指定するとともに、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療機関を登録する。

(2) 県は、おおむね５年ごとに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が指定要件に合致しているか否かを確認し、原子力災害医療体制の維持を図るものとする。

(3) 県は、原子力災害医療に必要な基本的な資機材及び設備等を整備するものとする。

(4) 県は、国と連携して、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。以下（５）、（６）において同じ。）及び原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるものとする。

(5) 原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療に係る情報システムの活用に努める。

(6) 県は、国、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害拠点病院と連携して、県が整備する原子力災害医療体制の下で原子力災害医療に携わる者に対して、複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した研修・訓練を実施する。

２　原子力災害医療資機材等の整備

(1) 県は、次の原子力災害医療資機材等を整備し、維持管理する。

ア　汚染検査用サーベイメータ

イ　ホールボディカウンタ

ウ　除染室及び除染資機材

エ　その他原子力災害医療に必要な資機材等

(2) 県は、原子力災害拠点病院等が整備する原子力災害医療資機材の把握に努める。

３　安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等

(1) ＰＡＺにおける事前配布

県は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤を購入し、公共施設等で保管する。

また、県及び志賀町は、関係機関と連携し、原子力災害対策重点区域のうちＰＡＺにおいて、平時から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。

なお、安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、説明会に参加できない住民等が適切に配布を受けられるよう配慮するとともに、他の者に譲り渡さないよう指示するほか、調査票等への回答や問診の実施等を通じて禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。

(2) ＰＡＺ外における備蓄等

県は、緊急時に備え、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤を購入し、避難等の際に配布できるよう避難経路近傍等の適切な場所に備蓄する。

また、県及び市町は、関係機関と連携し、避難等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用を適切に行えるよう体制を整備する。

なお、ＰＡＺ外であっても、ＰＡＺ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で受け取ることが困難と想定される地域等においては、必要に応じ、ＰＡＺ内の手順を採用して事前配布を行うことができる。

(3) 服用効果等の周知の徹底

県及び関係市町は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用効果等について平常時から住民等へ周知徹底に努める。

4　原子力災害医療体制の確立

(1) 県は、原子力災害医療の手順等を示した実施要領を策定し、必要に応じて見直す。

(2) 県は、平時から救急・災害医療機関が原子力災害医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておく。

(3) 県は、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ関係医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、医療体制の整備に努める。

(4) 県及び関係医療機関は、原子力災害医療を迅速かつ的確に実施するため、定期的に原子力災害医療資機材の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と医療資機材の適正な管理に努める。

5　原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備

(1) 県は、原子力災害医療・総合支援センター及び他立地道府県等の原子力災害拠点病院が保有する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

(2) 県は、国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣チームの派遣及び受入体制の整備・維持を図るものとする。

(3) 県は、原子力災害医療調整官が県の災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、国の指定する協力機関等と調整し、当該協力機関の活動内容に応じた要員の派遣要請、派遣先の決定、受入等に当たる体制を構築しておくものとする。

(4) 県及び関係医療機関は、原子力災害医療に関する研修等の充実・強化に努めるとともに、国や専門機関の支援協力を得て、専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を行うなど、原子力災害医療の専門家の養成に努める。

6　原子力災害時の個人の被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、原子力災害時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう必要な資機材（ＮａＩ（Ｔｌ）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

第９節　防護資機材等の整備

国、危機管理部、関係市町、防災関係機関

1　防護資機材等の整備

県、関係市町及び防災関係機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全を確保するため、防護資機材等を整備する。

2　防護資機材等の操作訓練等

県、関係市町及び防災関係機関は、国と連携して、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に防護資機材等の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と防護資機材等の適切な管理に努める。

第10節　救助・救急及び消火活動用資機材の整備等

消防機関、危機管理部、関係市町、北陸電力

1　救助・救急及び消火活動用資機材等の整備

(1) 消防機関等救助・救急を行う防災関係機関は、県、関係市町、北陸電力等と協力し、災害応急対策の実施に必要な救助・救急及び消火活動のための資機材を整備する。

(2) 消防機関は、県、関係市町、北陸電力等と協力し、消火活動のための資機材を整備する。

2　救助・救急活動体制の整備

(1) 県は、救助・救急を行う防災関係機関及び北陸電力と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

(2) 県及び消防機関等は、原子力事業者による放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の搬送、受入れについての通信連絡について、国や各防災関係機関と同様に、緊密な関係を維持するよう努める。

3　消防体制の整備

消防機関は、平時から、関係市町、北陸電力等と連携を図り、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備する。

北陸電力は、平時から原子力施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努める。

第11節　避難計画の策定

危機管理部、関係市町、防災関係機関

1　避難計画要綱の策定

県は、原子力災害時における屋内退避及び避難等の防護対策について、「石川県避難計画要綱」を策定する。

2　緊急避難先の確保

(1) 県及び関係市町は、事故の状況に応じて臨機応変に対応できるよう、事前にできるだけ多くの避難先を確保する。

(2) 県及び関係市町は、事故発生時の速やかな対応と、避難後の住民サービスの点を考慮し、あらかじめ避難先の基本的な割り振りを設定し、体制整備を図る。

3　避難手段の確保

災害の状況等も踏まえ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や自治体車両などの国、県、関係市町等の保有する車両、バスなどの民間車両、さらには海上交通手段などあらゆる手段を活用する。

4　関係市町の避難計画の作成

関係市町は、住民等の屋内退避及び避難等の防護対策を実施するに当たって、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、本計画及び「石川県避難計画要綱」に基づき、次の事項を盛り込んだ避難計画を作成する。

ア　発電所周辺地域における発電所からの距離別人口、世帯数
イ　地区の連絡担当者
ウ　屋内退避施設（施設の名称、所在地、収容可能人員数、責任者）
エ　避難所（施設の名称、所在地、収容可能人員数、責任者）
オ　自家用自動車数及び船舶数
カ　移送を要する推定人員
キ　集合場所
ク　避難経路及び避難方法
ケ　避難退域時検査の場所
コ　観光施設等多くの住民等が集まる施設の連絡先
サ　その他必要な事項

5　要配慮者の避難誘導等

(1) 関係市町は、災害時の避難等について必要な支援を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と平時から顔の見える関係を構築し、在宅の要配慮者に関する情報の把握に努める。

(2) 社会福祉施設や医療機関の施設管理者は、県及び関係市町等と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保等についてとりまとめた避難計画を作成する。なお、社会福祉施設や医療機関の施設については、搬送に伴うリスクを勘案すると早急な避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。

(3) 放射線防護対策を施した屋内退避施設の整備

国、県及び関係市町は、連携して、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に備え、病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である要配慮者等が一時的に退避する施設等の放射線防護対策の整備に努めるものとする。

(4) 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。

なお、これ以外の要配慮者の避難誘導等に関する事項は、県地域防災計画 一般災害対策編 第２章 災害予防計画「第13節　要配慮者対策」により実施する。

6　学校等施設における避難計画の作成

学校等施設の管理者は、県及び関係市町等と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画（学校安全計画等）を作成するものとする。

また、県は関係市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定めるよう促す。

7　不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び関係市町等と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

8　住民等の避難状況の確認体制の整備

関係市町は、屋内退避又は避難のための立退き指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

9　避難所・避難方法等の周知の徹底

関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所・方法について、平時から住民等への周知徹底に努める。

10　居住地以外の市町に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

11　警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、国と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保することとする。

第12節　保健衛生対策の体制整備

健康福祉部、関係市町

県及び関係市町は、避難所等での保健衛生対策の体制整備について、県地域防災計画 一般災害対策編 第２章災害予防計画「第16節　健康管理活動体制の整備」及び「第17節　こころのケア体制の整備」により実施する。

第13節　飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備

国、危機管理部、健康福祉部、
農林水産部、関係市町、防災関係機関

1　県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を整備する。

2　県は、関係市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における住民への応急食料の供給体制を整備しておくよう助言する。

第14節　緊急輸送活動体制の整備

農林水産部、危機管理部、企画振興部、 関係各部局、関係市町、防災関係機関

1　海路・空路による交通・物流の確保

県は、国及び関係機関と連携し、民間事業者の協力も得て、平時から奥能登などの地域において、災害の状況、警戒区域等の設定により陸上交通に支障が生じた場合を想定し、海上輸送や航空輸送を含めた様々な方法で交通手段・物流手段の確保に努める。

また、緊急的に奥能登地域等へ避難した住民等が、二次的に他の地域へ避難する必要が生じた場合についても、あらゆる手段の確保に努める。

2　専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について定めておく。

3　民間事業者等の活用

(1) 県及び関係市町は、平時から、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。

(2) 県及び関係市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

(3) 県及び関係市町は、輸送協定を締結した民間事業者の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第15節　防災ボランティアの活動

生活環境部、危機管理部、関係市町、防災関係機関

県、関係市町及び防災関係機関は、(公財)石川県県民ボランティアセンター、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びＮＰＯ等との連携を図り、緊急時において、ボランティアの防災活動が安全で円滑に行えるように環境を整備する。

なお、ボランティアに対しては、その自発性を尊重しながらも、放射線による被ばくの程度を自ら判断できないことなどから、その特殊性の周知を図る。

1　防災ボランティアの把握等

県及び関係市町は、防災ボランティアを活用するため、一定の知識、経験や特定の資格を有するボランティアについて、その把握に努める。

2　防災ボランティアの育成

県、関係市町及び防災関係機関は、ボランティアに対して原子力防災に関する研修会の開催や原子力防災訓練等への参加の呼びかけに努める。

3　防災ボランティアの支援

防災ボランティアに対しては、活動に必要な情報を提供するとともに、各種活動や安全確保に必要な物資を提供するなどの支援を行う。

第16節　防災対策資料の整備

危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町

1　防災対策上必要とされる資料の整備

県及び関係市町は、原子力災害時において、的確な応急対策を講ずるため、次に掲げる社会環境に関する資料及び放射性物質又は放射線による影響に関する資料等を整備しておく。

(1) 社会環境に関する資料

ア　発電所周辺地図

イ　発電所周辺地域における発電所からの距離別人口、世帯数、要配慮者の概要等に関する資料

ウ　道路、鉄道、ヘリポート、空港などの輸送交通手段に関する資料

エ　避難所及び屋内退避施設に関する資料

オ　発電所周辺地域の特殊施設（学校、社会福祉施設、医療施設等）に関する資料

カ　原子力災害医療施設等に関する資料

キ　報道機関及び広報施設等に関する資料

ク　その他必要な資料

(2) 放射性物質又は放射線による影響に関する資料

ア　発電所施設に関する資料

イ　発電所周辺地域の気象・海象に関する資料

ウ　モニタリングポストの配置図及び環境試料採取の候補地点図

エ　平常時モニタリングに関する資料

オ　緊急時モニタリングに関する資料

カ　飲料水及び農林水産物及び畜産物（以下「農林水産物等」という。）に関する資料

キ　その他必要な資料

(3) 原子力防災資機材等に関する資料

ア　防護資機材の備蓄・配備状況

イ　安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

2　北陸電力の資料の提出

北陸電力は、原災法第12条第４項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令第３条に規定する資料を内閣総理大臣に提出しなければならない。また、北陸電力は、速やかに知事及び志賀町長にその資料の写しを提出しなければならない。

3　原子力防災関連情報の収集・蓄積と分析整理体制の整備

県及び関係市町は、平時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成と必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

第17節　発電所上空の飛行規制

大阪航空局小松空港事務所

大阪航空局小松空港事務所長は、航空機による発電所に対する災害を防止するため、発電所上空の飛行はできる限り避けるよう周知徹底を図り、また、原子力発電所上空に係る航空法（昭和27年法律第231号）第81条ただし書の許可（最低安全高度以下の飛行の許可）を行わないこととなっている。

第18節　事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備

原子力規制委員会、内閣府、 危機管理部、市町、防災関係機関、 原子力事業者等

1　原子力事業者等

(1) 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（本節及び第３章第14節において「原子力事業者等」という。）は、国と連携して、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合における危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

(2) 原子力事業者等は、危険時の措置を迅速かつ的確に行うため、核物質防護上問題を生じない範囲において、知事をはじめ消防機関の長及び海上保安部長に核燃料物質等の運搬に係る防災対策に必要な運搬情報の提供等の協力に努める。

(3) 原子力事業者等は、運搬中に事故が発生した場合に以下に示す危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、輸送物の危険性の程度に応じて、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。

ア　原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府、国土交通省、最寄りの警察機関、消防機関、海上保安部署及び自衛隊への迅速な通報

イ　消火、延焼防止の措置

ウ　運搬に従事する者や付近にいる者の退避

エ　緊急時モニタリングの実施

オ　他の場所に移す余裕がある場合の核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の者の立入りを禁止する措置

カ　核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去

キ　その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

ク　放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

(4) 原子力事業者等は、運搬中の事故により特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ官邸、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府、国土交通省並びに、県や事故発生場所を管轄する市町、警察機関、消防機関及び海上保安部署など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。

2　国

(1) 国は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合において、関係機関への連絡、事故情報の収集、国の職員及び専門家の現地への派遣、対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備することとなっている。

(2) 国は、原子力緊急事態に至った場合において、原子力事業者等と連携して、主体的に原子力緊急事態応急対策を行うために核燃料物質安全輸送マニュアル等の充実・強化を図るなど必要な体制を整備することとなっている。また、現地への国の職員及び専門家の派遣に当たっては、車両、航空機等による輸送支援について、緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。

3　県

知事は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合において、安全規制担当省庁の長、消防庁長官、市町長等への通報連絡及び事故の状況把握並びにその状況に応じて原子力発電所における応急対策に準じた必要な措置を実施するための体制を整備する。

4　市町

市町長は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合において、知事及び事故現場の最寄りにある警察署長等への通報連絡や事故の状況把握等に必要な体制を整備する。

5　消防

事故現場の最寄りにある消防本部等の消防長は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合において、知事及び市町長への通報連絡及び事故の状況把握並びにその事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、消火、救助、救急等の措置を実施するための必要な体制を整備する。

6　警察

事故現場の最寄りにある警察署長は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合において、警察本部長等への通報連絡及び事故の状況把握並びにその事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等の措置を実施するための必要な体制を整備する。

7　海上保安部

第九管区海上保安本部金沢海上保安部長及び七尾海上保安部長は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合において、知事及び市町長への通報連絡及び事故の状況把握並びにその事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等の措置を実施するための必要な体制を整備することとなっている。

第３章　原子力災害応急対策計画

第１節　通報連絡体制

国、危機管理部、健康福祉部、関係各部局、
関係市町、防災関係機関、北陸電力

1　情報収集事態発生時の通報連絡体制

(1) 国の通報連絡

原子力規制委員会・内閣府は、情報収集事態（志賀町において震度５弱又は震度５強の地震が発生した場合、又はその他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を設置するものとなっており、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとなっている。

(2) 県の通報連絡

県は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係市町及び防災関係機関に連絡するものとする。

2　警戒事態発生時の通報連絡体制

県は、警戒事態の発生時においては、国、富山県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、相互に通報連絡を行う。

(1) 発電所の通報連絡

原子力防災管理者（発電所長）は、警戒事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会に連絡するものとする。

(2) 国の通報連絡

原子力規制委員会・内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当するものと判断した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）を設置するものとなっており、事故警戒本部は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対し情報提供を行うものとなっている。

また、事故警戒本部は、県及び関係市町に対し連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとなっている。

(3) 県の通報連絡

県は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係市町及び防災関係機関に連絡するものとする。

3　施設敷地緊急事態等発生時の通報連絡体制

施設敷地緊急事態等(施設敷地緊急事態又は全面緊急事態をいう。以下、本節において同じ)の発生時において、国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動を実施するために必要な情報の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡系統により相互に通報連絡を行う。

事故通報（第１報「原災法第10条第１項に基づく通報」）通報連絡系統図

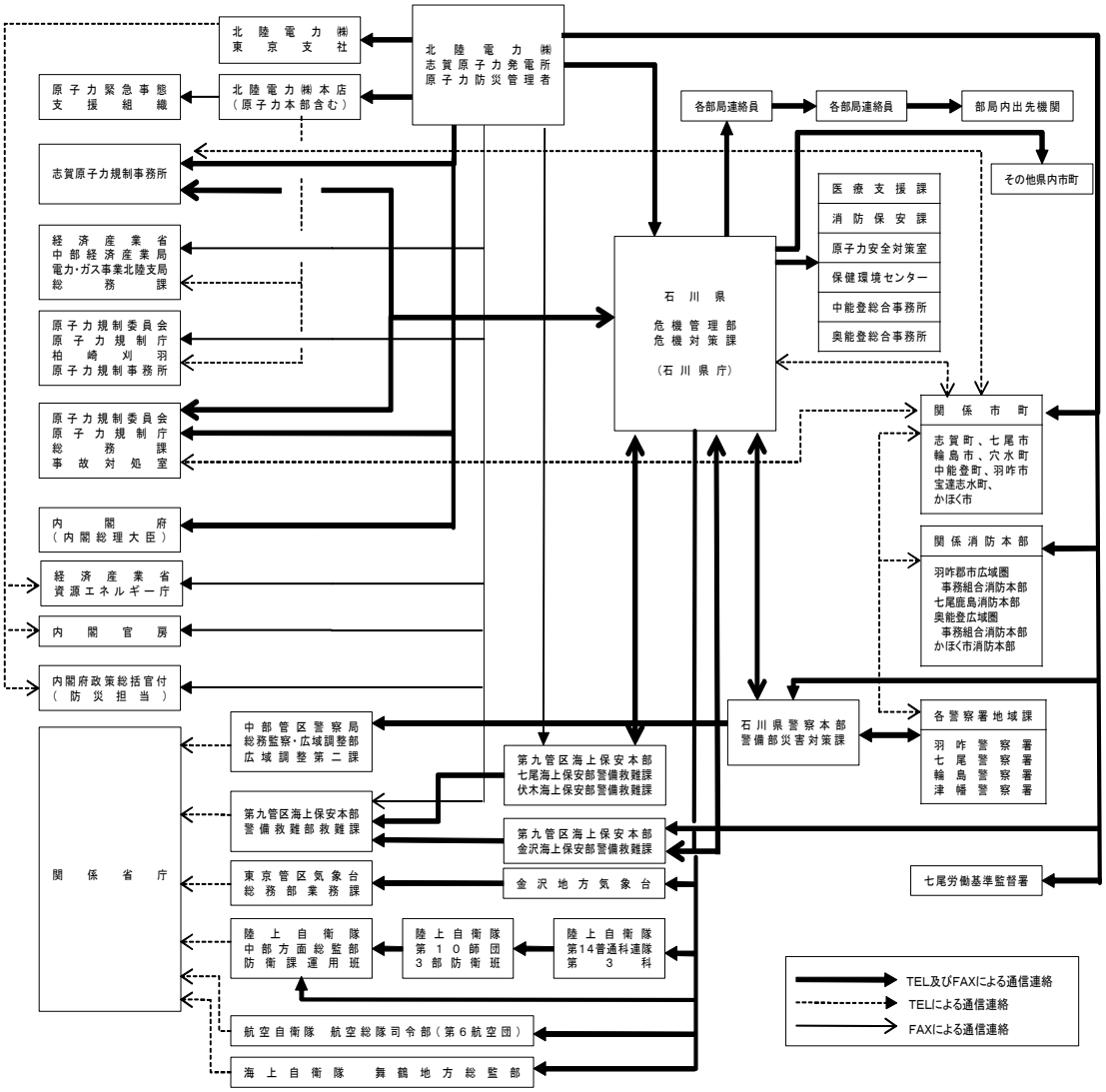

(1) 発電所の通報連絡

ア　原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、原災法第10条第１項及び原子力事業者防災業務計画第３章第１節１(2)に基づき、直ちに、知事をはじめ官邸（内閣総理大臣及び内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長、原子力防災専門官、石川県警本部、羽咋警察署長、七尾警察署長、輪島警察署長及び津幡警察署長（以下「警察署長等」という。）、羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事務組合消防本部及びかほく市消防本部消防長（以下「消防長」という。）並びに第九管区海上保安本部、同本部金沢海上保安部長、七尾海上保安部長、伏木海上保安部長（以下「海上保安部長等」という。）に対して、直ちに「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式９）をファクシミリにより一斉に送信する。さらに、知事をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長及び原子力防災専門官等の主要な機関に対しては、その着信を電話等により確認する。

なお、通報連絡事項は、次のとおりとする。

(ｱ) 特定事象の発生箇所

(ｲ) 特定事象の発生時刻

(ｳ) 特定事象の種類

(ｴ) 想定される原因

(ｵ) 検出された放射性物質及び放射線量の状況

(ｶ) 主な施設・設備等の状態

(ｷ) その他特定事象の把握に参考となる情報

イ　原子力防災管理者（発電所長）は、通報に係る事象が全面緊急事態に至った場合は、原子力事業者防災業務計画第３章第３節１(2)に基づき、直ちにアに準じて「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式９）により通報連絡する。

ウ　通報を受けた事象に対する問合せは、原則として原子力規制委員会、県及び志賀町とする。

(2) 国の通報連絡

原子力規制委員会は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合には、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要及び事象の今後の進展の見通し等事故情報について、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、関係市町の長及び警察本部長に通報連絡を行うこととなっている。

(3) 原子力防災専門官、原子力運転検査官の通報連絡

原子力防災専門官及び原子力運転検査官は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに発電所の状況等を確認し、その結果等を、知事をはじめ原子力規制委員会、志賀町長に通報連絡することとなっている。

(4) 県の通報連絡

ア　施設敷地緊急事態等の発生の通報連絡

知事は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに、原子力規制委員会、関係市町の長、原子力防災専門官、金沢海上保安部長、その他の防災関係機関の長に通報連絡を行うとともに、発電所の状況等の確認に努める。

イ　職員の派遣要請

知事は、原災法第10条第２項の規定に基づき、原子力規制委員会に対し、アの通報連絡に併せて専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

ウ　国等からの通報連絡事項の連絡

知事は、原子力規制委員会、原子力防災専門官及び原子力防災管理者（発電所長）から通報連絡を受けた発電所の状況等については、直ちに関係市町の長及び防災関係機関の長に連絡する。

(5) 関係市町の通報連絡

関係市町の長は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、知事及び原子力防災専門官に通報連絡を行うとともに、発電所の状況等の確認及び関係市町の長が当面とるべき措置についての指示を要請する。

また、必要に応じ、知事を経由して、原子力規制委員会に対し、国の専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

なお、所轄の警察署長及び消防長に対しても通報連絡を行う。

(6) 警察機関の通報連絡

警察署長は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、警察本部長を経由して知事に通報連絡する。また、管轄する関係市町の長に通報連絡を行う。

(7) 海上保安部の通報連絡

海上保安部長等は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合には、知事へ通報連絡を行う。

(8) 消防機関の通報連絡

消防長は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（分署・分遣所）長に通報し、必要な指示を行う。また、管轄する関係市町の長へ通報連絡を行う。

(9) 県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報連絡

ア　知事は、原子力防災管理者（発電所長）から通報がない状態において、県が設置している環境放射線観測局により、施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に通報連絡するとともに、発電所の状況等の確認に努める。

イ　原子力防災専門官は、県から施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した旨の連絡を受けた場合は、原子力運転検査官と連携を図りつつ、直ちに原子力防災管理者（発電所長）に発電所の状況の確認を行うよう指示し、その結果を直ちに知事を

はじめ原子力規制委員会及び関係市町の長に通報連絡することとなっている。

ウ　知事は、原子力防災専門官からイにより発電所の状況の確認結果の通報連絡を受けた場合は、直ちに原子力規制委員会、消防庁長官、関係市町の長及び防災関係機関の長に通報連絡する。

エ　原子力防災管理者（発電所長）は、イの結果が施設敷地緊急事態等に該当していた場合は、直ちに施設敷地緊急事態等の発生について原子力事業者防災業務計画第３章第１節３(1)に基づき通報連絡を行う。

4　応急対策活動情報等の連絡

国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡系統により相互に通報連絡を行う。

事故通報（第２報以降）通報連絡系統図

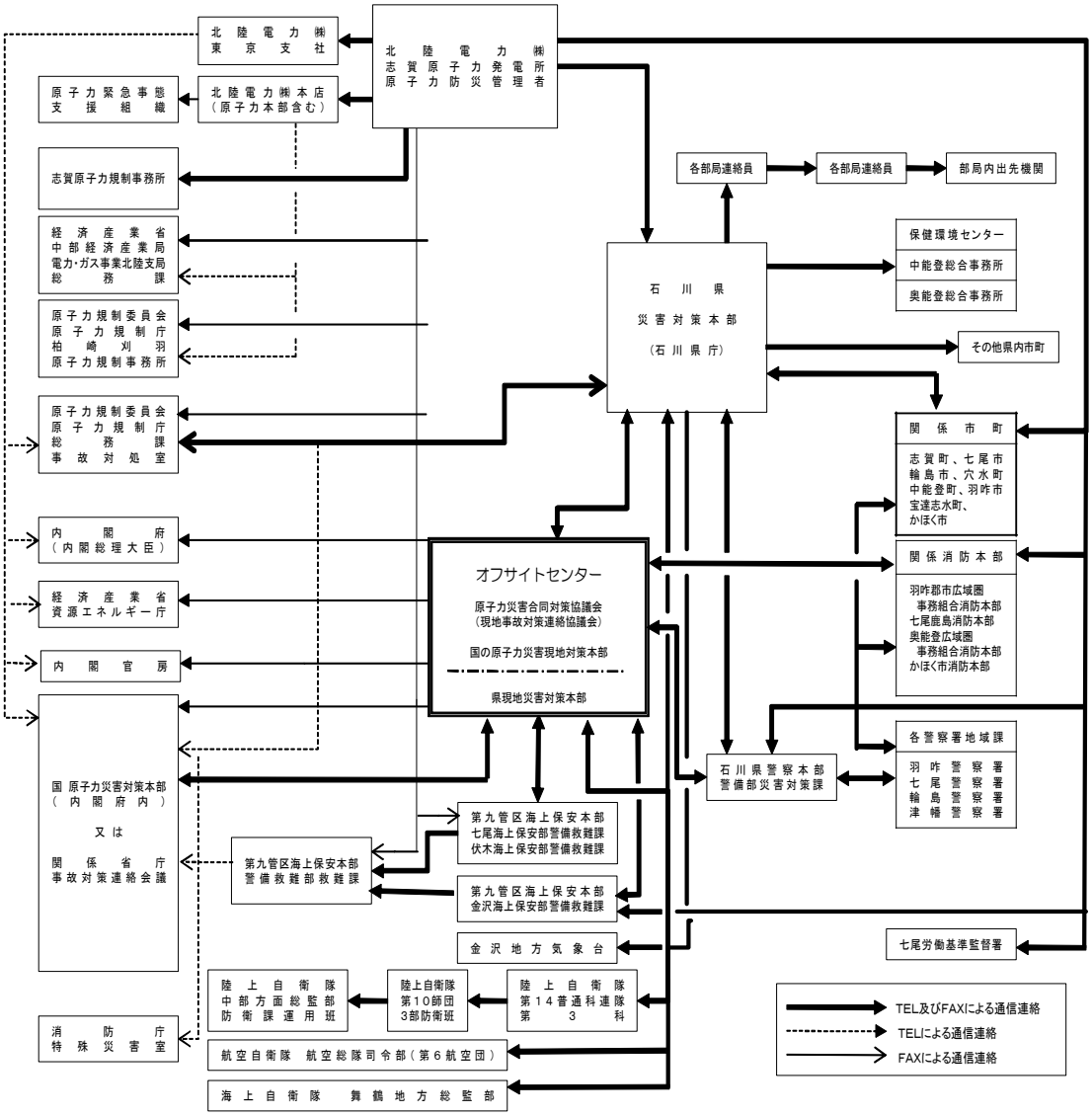

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報等の連絡

ア　発電所の通報連絡

原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長、警察署長等、消防長、海上保安部長等及び原子力防災専門官等並びに国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策活動の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」（原子力事業者防災業務計画様式11）により通報連絡する。

イ　国の通報連絡

原子力規制委員会及び内閣府は、知事をはじめ官邸（内閣官房）、関係市町の長との間において、知事、志賀町長及び原子力防災管理者（発電所長）から連絡を受けた事項、国が行う応急対策活動等を随時連絡するなど相互の連絡を密にすることとなっている。

ウ　県の通報連絡

県災害対策本部長（以下「県本部長」という。）（知事）は、原子力規制委員会、内閣府、消防庁長官及び原子力防災専門官から情報を得るとともに、関係市町、防災関係機関、原子力防災管理者（発電所長）等から連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等をこれらの者に対して随時、通報連絡する。

また、県本部長（知事）は、原子力規制委員会、内閣府、消防庁長官、原子力防災専門官、関係市町の長、防災関係機関及び原子力防災管理者（発電所長）から通報連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等を関係市町の長及び防災関係機関の長に対して随時通報連絡する。

エ　関係市町の通報連絡

関係市町の長は、市町が行う応急対策活動の状況等について、県本部長（知事）をはじめ警察署長、消防長及び原子力防災専門官に対して随時通報連絡する。

オ　警察機関の通報連絡

警察署長は、警察署が行う応急対策活動の状況等について、警察本部を通じて、県本部長（知事）をはじめ、関係市町の長及び原子力防災専門官に対して、随時通報連絡する。

カ　消防機関の通報連絡

消防長は、消防機関が行う応急対策の状況等について、県本部長（知事）をはじめ関係市町の長及び原子力防災専門官に対して、随時通報連絡する。

キ　海上保安部の通報連絡

海上保安部長等は、海上保安部が行う応急対策活動の状況等について、県本部長（知事）及び原子力防災専門官に随時通報連絡するよう努める。

ク　現地事故対策連絡会議における通報連絡

現地事故対策連絡会議が開催されている場合は、関係機関による特定事象発生後の応急対策活動の状況等の通報連絡（知事の消防庁長官への通報連絡を除く。）は、原則として現地事故対策連絡会議において行い、情報の共有を図る。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報等の連絡

ア　原子力災害合同対策協議会の組織

県本部長（知事）及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長は、原子力緊急事態宣言が発せられた場合は、速やかに、原災法第22条の規定に基づき災害対策基本法第23条第１項に規定する災害対策本部に移行する。

また、国の原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び北陸電力とともに、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

なお、国は、原災法第17条第９項に規定に基づく国の原子力災害現地対策本部をオフサイトセンターに設置することとなっている。

イ　県及び関係市町の合同対策協議会への参加

県本部長（知事）又は県現地災害対策本部長（以下「県現地本部長」という。）及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長（関係市町災害対策本部長）は、国の原子力災害現地対策本部長、北陸電力の代表者等とともに、合同対策協議会の全体会議に出席し、緊急事態応急対策のうち最重要事項の調整及び情報の共有を行う。

なお、合同対策協議会全体会議の主な役割は、次のとおりである。

ａ　原子力災害対策本部での指示事項の連絡

ｂ　屋内退避及び避難等に関する原子力災害対策本部への提言

ｃ　緊急時対応方針の確認

ｄ　緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有

ｅ　モニタリング状況の報告

ｆ　プラント状況及び予測の報告

ｇ　プレス広報及び住民広報の内容の確認（主要なもの）

ｈ　県、関係市町及び関係機関からの要望の取りまとめ

ｉ　その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項

ウ　合同対策協議会機能班への職員の派遣

(ｱ) 県本部長（知事）及び関係市町の長は、国の原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び北陸電力とともに、合同対策協議会において、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた(ｲ)の作業グループ（機能班）にそれぞれ職員を派遣することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県本部長（知事）及び当該関係市町の長が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

(ｲ) 合同対策協議会の機能班の名称及びその主な任務は、次のとおりである。

機能班名	機　　能	主　な　任　務
総　　括　　班	総合調整	・合同対策協議会運営事務局 ・国の原子力災害現地対策本部長の補佐 ・合同対策協議会の決定事項の伝達 ・国、県、関係市町等との連絡調整 ・屋内退避及び避難等に関する提言のとりまとめ ・原子力緊急事態解除宣言の具申
放　射　線　班	緊急時モニタリング実施のための調整・支援等	・原子力災害対策本部放射線班等との情報共有・調整 ・モニタリングデータ収集 ・放射性物質汚染対策に関する調整
医　　療　　班	被災者に対する医療活動の把握	・被害状況の把握 ・救助及び救命状況の把握 ・安定ヨウ素剤の配布、服用に関する連絡調整 ・避難退域時検査･簡易除染の指示 ・避難住民の被ばく状況の把握
住　民　安　全　班	被災者の救助と社会秩序の維持活動の把握調整	・屋内退避及び避難状況の把握 ・避難経路等の選定（避難退域時検査場所を含む） ・救助及び救命状況の把握 ・交通規制状況の把握 ・救急輸送実施状況の把握
運　営　支　援　班	オフサイトセンター内の管理	・参集者の食料等の調達 ・オフサイトセンターの環境整備 ・オフサイトセンターの出入り管理
広　　報　　班	報道機関等対応 住民等への広報	・報道機関等への対応 ・住民等への対応
実　動　対　処　班	実動組織（自衛隊、消防、海保、警察）との調整	・実動組織のオンサイト及びオフサイト対応に関する状況把握 ・現地対策本部で立案する計画に基づき実動組織の関与が必要な事項についての連絡調整

機能班名	機能	主な任務
プラントチーム	事故状況の情報提供	・プラント情報の提供 ・プレス対応（プラント状況の説明）

エ　県の連絡

県本部長（知事）は、県現地本部長及び合同対策協議会に派遣した職員との間において県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報、合同対策協議会において得た情報を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

オ　関係市町の連絡

(ｱ) 緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長は、合同対策協議会に派遣した職員に対し、当該市町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報、合同対策協議会において得た情報を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(ｲ) 緊急事態応急対策実施区域を管轄する関係市町の長以外の関係市町の長は、必要に応じ合同対策協議会に幹部職員を派遣し、当該市町に関係する情報を収集し、共有を図る。

また、派遣職員は、当該関係市町の長に対し、合同対策協議会において得た情報を随時連絡する。

カ　防災関係機関の連絡

防災関係機関の長は、合同対策協議会に派遣した職員に対し、防災関係機関の長が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

また、派遣職員は、当該防災関係機関の長に対し、合同対策協議会において得た情報を随時連絡する。

第２節　初動体制の確立

危機管理部、健康福祉部、関係各部局

緊急時において、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、速やかにそれぞれの災害対策本部等の組織の編成や要員の確保等を行い、初動体制を確立する。

１　県の動員体制及び設置基準等

県職員は、発電所の事故情報に注意し、緊急時においては本計画第２章「原子力災害予防計画」第５節４「県職員の通信連絡体制」により作成された防災活動要領（マニュアル）等に基づき、直ちに対応する。

なお、緊急時における体制、設置基準及び動員対象職員は、次のとおりとする。

体　　制	設　置　基　準	動員対象職員
情報収集体制	・志賀町において震度５弱又は震度５強の地震が発生したとき ・その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合	危機管理部、保健環境センター
警戒体制	・志賀町において震度６弱以上の地震が発生したとき ・志賀町沿岸部を含む津波予報区において大津波警報が発表されたとき ・事故警戒本部から警戒事態発生の連絡を受けたとき ・発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると知事が認めたとき。	危機管理部、医療支援課、中能登総合事務所、奥能登総合事務所、能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センター、保健環境センターの配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等） ・石川県モニタリング本部要員 ・上記以外の各部局の配備計画による職員
第一次 災害対策本部体制	・原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態発生の通報を受けたとき。 ・県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態に該当する放射線量を観測したとき。 ・その他知事が必要と認めたとき。	・全職員
第二次 災害対策本部体制	・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。	・全職員

（注）　原子力緊急事態宣言とは、原災法第15条第２項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態を発出する宣言をいう。

2　県職員の動員方法

(1) 県職員の動員は、次の動員伝達系統図による。

(2) 各部局長及び各部局企画調整室次長等は、携帯電話、非常時職員参集装置等により、連絡を受けるとともに登庁する。

(3) 各部局は、本計画第２章「原子力災害予防計画」第５節「４ 県職員の通報連絡体制」により動員を行う。

動員伝達系統図

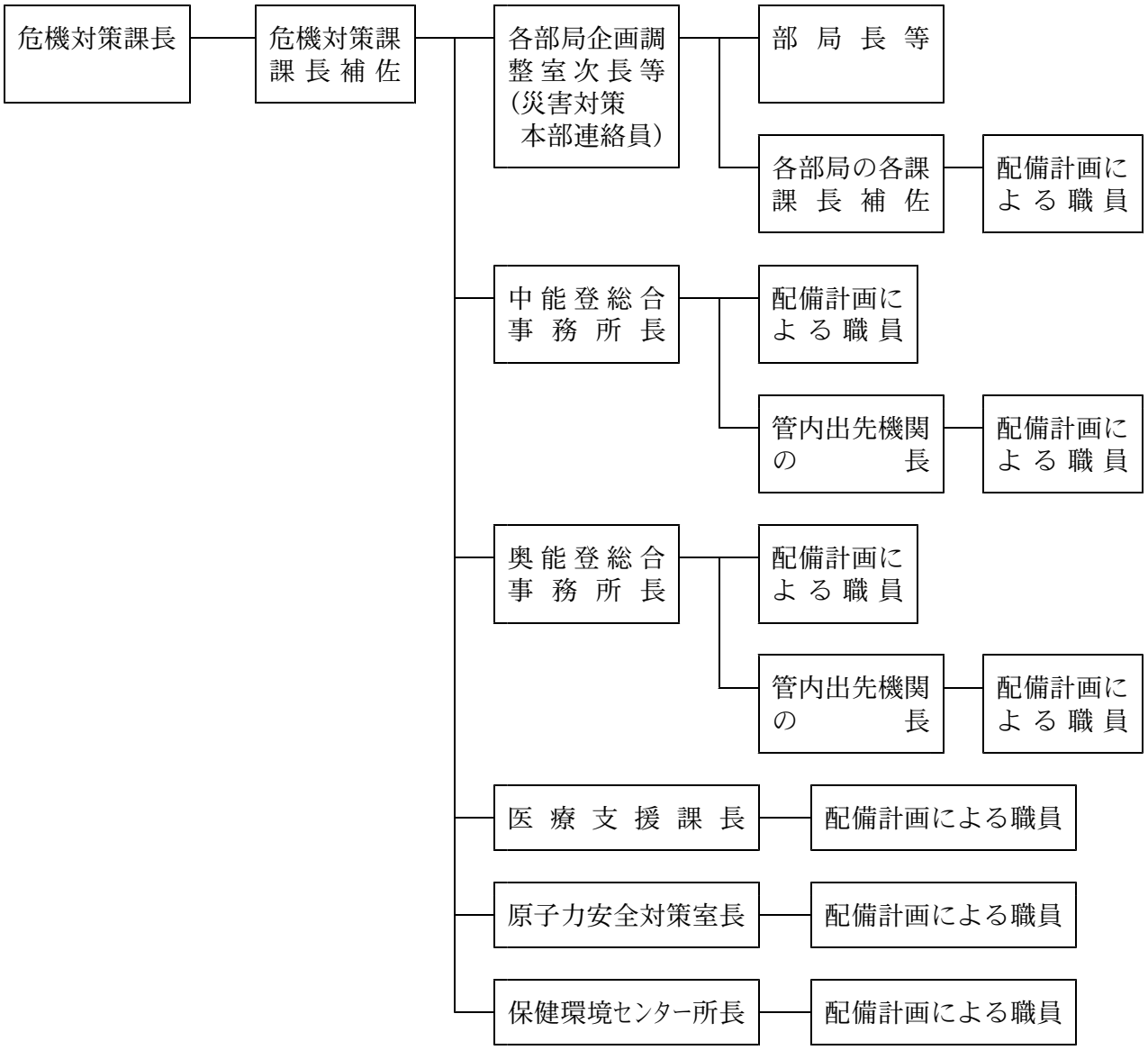

第３節　緊急時の措置

危機管理部、健康福祉部、関係各部局、
関係市町、防災関係機関

1　災害対策本部等の設置

知事は、緊急時において、災害応急対策活動を行うために、前節の設置基準に従い、

(1) 情報収集体制

(2) 警戒体制

(3) 第一次災害対策本部体制（以下「第一次本部体制」という。）

(4) 第二次災害対策本部体制（以下「第二次本部体制」という。）

をとる。

2　情報収集体制

県は、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、発電所及び環境放射線モニタリングの状況について情報の収集に努めるとともに、市町を通じ住民等への周知を行う。また、必要に応じ、警戒体制に移行できる体制をとる。

(1) 情報収集体制組織図

危機対策課 ―― 原子力安全対策室（危機対策課） ―― 保健環境センター

(2) 所掌事務

課(室)及び出先機関名	所　掌　事　務
危機対策課	1　原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、原子力運転検査官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との通報連絡に関すること。 2　情報収集体制の総合調整に関すること。
原子力安全対策室（危機対策課）	1　発電所の状況等の把握に関すること。 2　環境放射線モニタリングに関すること。 3　保健環境センターとの通報連絡に関すること。
保健環境センター	環境放射線モニタリングに関すること。

3　警戒体制

県は、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、第一次本部体制に移行できる体制をとるとともに、関係市町の長及び防災関係機関の長にその旨を連絡する。

また、石川県モニタリング本部（第３章第６節）を設置し、活動を開始する。

(1) 警戒体制組織図

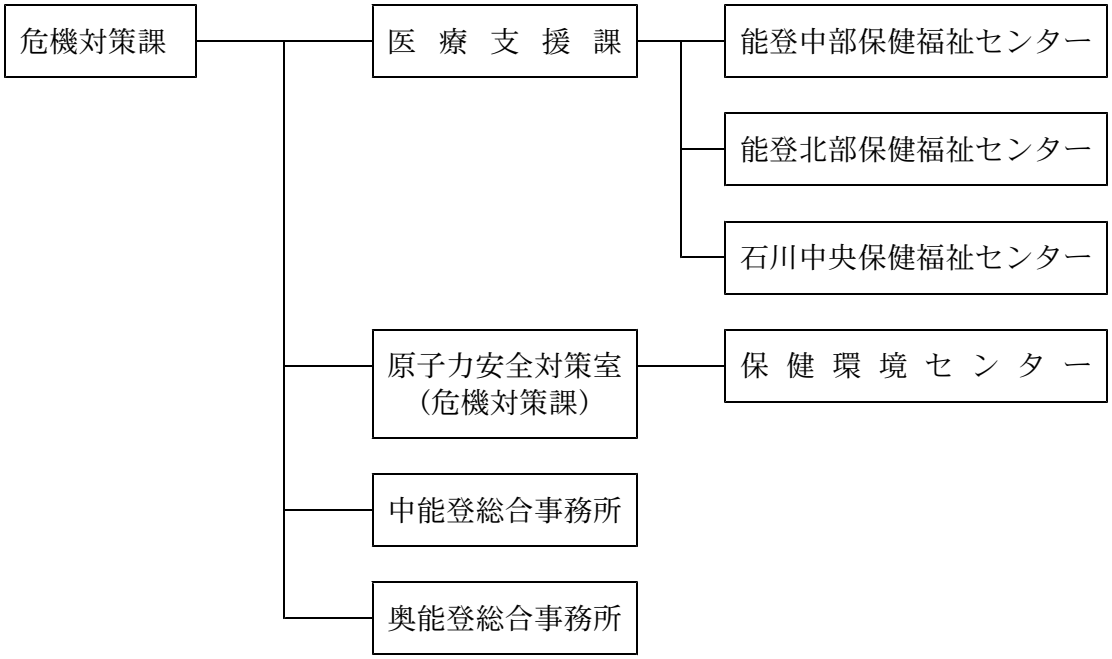

(2) 所掌事務

課(室)及び出先機関名	所掌事務
危機対策課	1　原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、原子力運転検査官、関係市町、防災関係機関及び北陸電力との通報連絡に関すること。 2　事故状況等の把握に関すること。 3　警戒体制の総合調整に関すること。
医療支援課	1　原子力災害医療措置の準備に関すること。 2　能登中部保健福祉センター、能登北部保健福祉センター、石川中央保健福祉センターとの通報連絡に関すること。
原子力安全対策室（危機対策課）	1　事故状況等の把握に関すること。 2　緊急時モニタリングの準備に関すること。 3　保健環境センターとの通報連絡に関すること。

課(室)及び出先機関名	所　　掌　　事　　務
中能登総合事務所	1　危機対策課との通報連絡に関すること。 2　管内出先機関の調整に関すること。 3　県現地本部及びオフサイトセンターの立上げ準備に関すること。
奥能登総合事務所	1　危機対策課との通報連絡に関すること。 2　管内出先機関の調整に関すること。
能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター 石川中央保健福祉センター	原子力災害医療措置の準備に関すること。
保健環境センター	石川県モニタリング本部に関すること。

4　第一次本部体制及び第二次本部体制

知事は、前節の第一次本部体制又は第二次本部体制設置基準に該当した場合は、直ちに県庁内に県本部を、オフサイトセンターに県現地本部を設置する。

また、第一次本部体制中において、前節の第二次本部体制設置基準に該当した場合は、直ちに県本部及び県現地本部を第二次本部体制に移行する。

なお、県本部及び県現地本部を設置した場合は、直ちにその表示を行う。

(1) 県本部の組織等

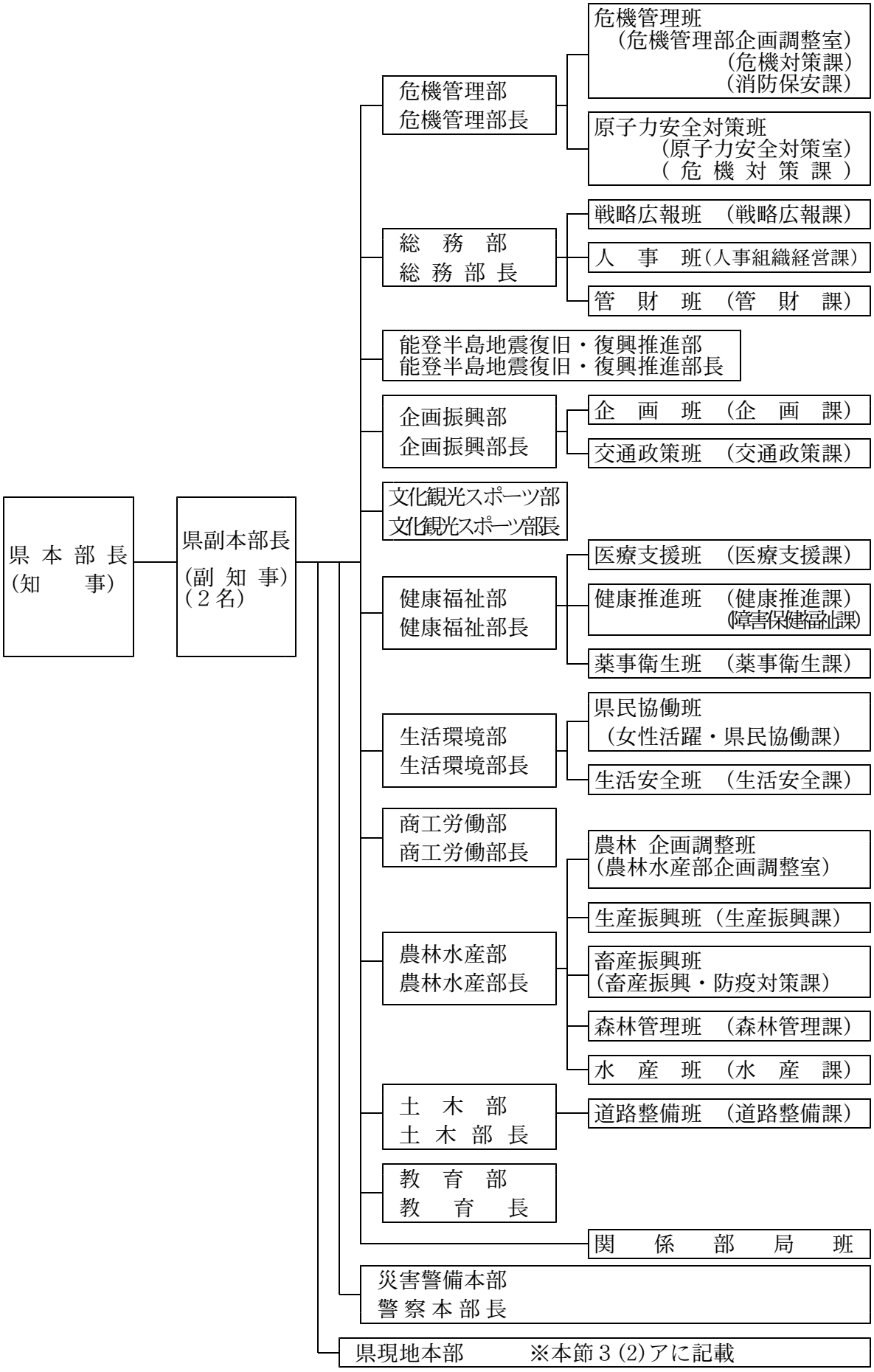
県本部長
(知事)
県副本部長
(副知事)
(2名)
危機管理部
危機管理部長
危機管理班
(危機管理部企画調整室)
(危機対策課)
(消防保安課)
原子力安全対策班
(原子力安全対策室)
(危機対策課)
総務部
総務部長
戦略広報班 (戦略広報課)
人事班(人事組織経営課)
管財班 (管財課)
能登半島地震復旧・復興推進部
能登半島地震復旧・復興推進部長
企画振興部
企画振興部長
企画班 (企画課)
交通政策班 (交通政策課)
文化観光スポーツ部
文化観光スポーツ部長
健康福祉部
健康福祉部長
医療支援班 (医療支援課)
健康推進班 (健康推進課)
(障害保健福祉課)
薬事衛生班 (薬事衛生課)
生活環境部
生活環境部長
県民協働班
(女性活躍・県民協働課)
生活安全班 (生活安全課)
商工労働部
商工労働部長
農林水産部
農林水産部長
農林 企画調整班
(農林水産部企画調整室)
生産振興班 (生産振興課)
畜産振興班
(畜産振興・防疫対策課)
森林管理班 (森林管理課)
水産班 (水産課)
土木部
土木部長
道路整備班 (道路整備課)
教育部
教育長
関係部局班
災害警備本部
警察本部長
県現地本部 ※本節3(2)アに記載

イ　県本部の職名、担当職及び所掌事務

職　　名	担 当 職	所　　掌　　事　　務
県 本 部 長	知　　事	県本部の事務を総括する。
県副本部長	副　知　事 （２名）	県本部長を補佐するとともに、県本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
県 本 部 員	知事部局の 各部局長 警察本部長 教　育　長 出 納 室 長	県本部長及び県副本部長の命を受けて災害応急対策計画に関する事項について調査審議する。

県本部員健康福祉部長の下に、原子力災害医療全般を統括する原子力災害医療調整官を置く。

ウ　県本部の班名、班長担当職及び所掌事務

班　　名	班長担当職	所　　掌　　事　　務
危機管理班	危機対策課長 (消防保安課長)	1　災害状況、災害応急対策措置状況等の収集及び報告に関すること。 2　県本部の設置、運営及び廃止に関すること。 3　県現地本部の設置及び廃止に関すること。 4　県現地本部に対する指示及び連絡に関すること。 5　関係省庁事故対策連絡会議又は国の原子力災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 6　市町に対する指示及び連絡に関すること。 7　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 8　災害救助法に関すること。 9　広報活動に関すること。
原　子　力 安全対策班	原　子　力 安全対策室長	1　発電所の状況把握に関すること。 2　緊急時モニタリングに関すること。
戦略広報班	戦略広報課長	1　報道機関との連絡調整に関すること。 2　被災者の総合相談に関すること。
人　事　班	人事・組織 経 営 課 長	職員の動員に関すること。
管　財　班	管 財 課 長	県有自動車の配備に関すること。
企　画　班	企 画 課 長	北陸電力（発電所を除く。）との連絡に関すること。

班　　名	班長担当職	所　　掌　　事　　務
交通政策班	交通政策課長	人員、物資等の輸送対策に関すること。
医療支援班	医療支援課長	1　原子力災害医療措置の総合調整に関すること。 2　安定ヨウ素剤の確保に関すること。
健康推進班	健康推進課長 障害保健福祉課長	1　健康管理に関すること。 2　こころのケアに関すること。
薬事衛生班	薬事衛生課長	飲食物の摂取制限等に関すること。
県民協働班	女性活躍・ 県民協働課長	ボランティア関係団体との連絡調整に関すること。
生活安全班	生活安全課長	1　飲料水の供給等に関すること。 2　生活必需物資の対策等に関すること。
農林企画調整班	農林水産部 企画調整室長	災害時の応急食料の供給に関すること。
生産振興班	生産振興課長	農産物の収穫及び出荷に関すること。
畜産振興班	畜産振興・ 防疫対策課長	畜産物の生産及び出荷に関すること。
森林管理班	森林管理課長	林産物の採取及び出荷に関すること。
水　産　班	水　産　課　長	水産物の採取及び出荷に関すること。
道路整備班	道路整備課長	道路交通の確保に関すること。
教　育　部　（教育委員会）		文教対策及び教育施設との連絡に関すること。
関　係　部　局　班		関係部局の災害応急対策の実施に関すること。 （石川県災害対策本部運営要綱　別表１による）
警　察　部　（警察本部）		1　立入制限措置等の実施、避難等の誘導及び警戒警備に関すること。 2　交通秩序の維持に関すること。

また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く）の職員の中から、本部長が指名する者をもつて充てる。

(2) 県現地本部の組織等

ア　県現地本部の組織

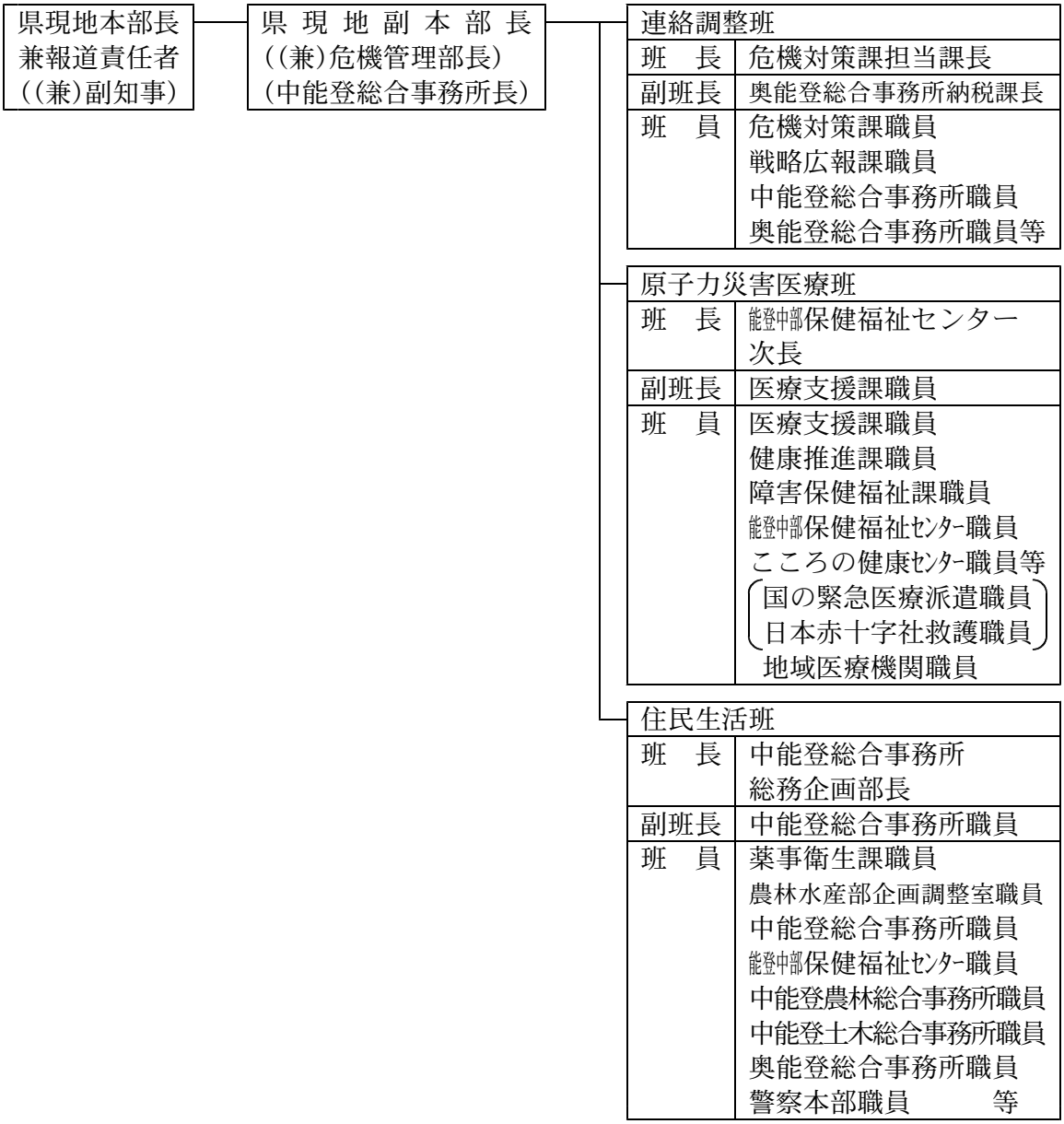

（注）　県本部長（知事）は、原子力災害の推移等に応じ、関係部局（出先機関含む。）に対して、県現地本部の応援のための職員の派遣を指示する。

イ　県現地本部の職名、担当職及び所掌事務

職　　名	担 当 職	所　　掌　　事　　務
県現地本部長 兼報道責任者	副　知　事	県現地本部の事務を総括する。
県現地副本部長	危機管理部長 中能登総合事務所長	県現地本部長を補佐するとともに、県現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ　県現地本部の班名及び所掌事務

班　　名	所　　掌　　事　　務
連 絡 調 整 班	1　県現地本部の運営に関すること。 2　県本部との連絡調整に関すること。 3　県現地災害対策本部員会議に関すること。 4　現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。 5　合同対策協議会総括班、広報班及び運営支援班との連絡・調整に関すること。 6　オフサイトセンターの管理、運営の支援に関すること。 7　災害情報の収集及び伝達に関すること。 8　関係市町及び現地防災関係機関との連絡・調整に関すること。 9　住民への広報に関すること。 10　その他県現地本部長が指示する事項に関すること。
原 子 力 災 害 医　療　班	1　合同対策協議会医療班との連絡・調整に関すること。 2　原子力災害医療措置に関すること。 3　県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理に関すること。 4　県及び関係市町が緊急事態応急対策の実施を要請した民間事業者等の被ばく管理や健康管理の支援に関すること。 5　その他県現地本部長が指示する事項に関すること。
住 民 生 活 班	1　合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関すること。 2　生活必需物資の供給に関すること。 3　飲食物の摂取制限等に関すること。 4　立入制限、交通規制等に関すること。 5　住民等の避難等に関すること。 6　住民等からの問合せに関すること。 7　その他県現地本部長が指示する事項に関すること。

(3) 意思決定手続

ア　県本部長（知事）に事故ある場合の職務の代理順位は、次のとおりとする。

代理順位	職　　名	備　　考
第　1　位	県副本部長（副知事）	知事の職務代理順序による
第　2　位	県副本部長（副知事）	

イ　本部員及び班長に事故ある場合の職務の代理は、石川県処務規程（昭和33年訓令甲第９号）第18条（副知事等の代決）及び第19条（出先機関の長の代決）の規定を準用する。

(4) 県本部の通知及び周知

知事は、県本部（第一次本部体制又は第二次本部体制）を設置した場合には、国（原子力防災専門官を含む)、関係市町の長、消防長、原子力防災専門官、防災関係機関の長、原子力防災管理者（発電所長）及び報道機関等に通知するとともに、住民等に周知する。

なお、廃止した場合も同様とする。

(5) 国等に対する要請

県本部長（知事）は、災害応急対策を円滑に実施を図るために必要と認める場合は、国に対して専門家の派遣を要請する。また金沢地方気象台長に気象情報の定期的な送付を要請する。

(6) 関係市町及び防災関係機関の活動体制

関係市町の長及び防災関係機関の長は、特定事象又は原子力緊急事態の発生の通報を受けた場合には、原子力災害応急対策に対応する活動体制を整える。

(7) 県現地本部（第一次本部体制）への職員の派遣

関係市町の長、消防長及び原子力防災管理者（発電所長）は、県が県本部（第一次本部体制）を設置した場合は、直ちに職員を派遣し、災害応急対策の調整等を行うとともに、防災資機材の貸与等必要な協力を行う。

また、県本部長（知事）は、陸上自衛隊第14普通科連隊長、金沢海上保安部長に対し、直ちに災害応急対策の調整を行うため、職員の派遣と防災資機材の貸与等の協力を要請する。

5　県現地災害対策本部会議

県現地本部長（副知事）は、必要に応じ、県現地災害対策本部会議をオフサイトセンター内にて開催し、原子力災害対策に関する方針の協議及び事務連絡を行う。

6　現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県本部長（知事）、関係市町の長、防災関係機関の長及び原子力防災管理者（発電所長）は、現地事故対策連絡会議に職員を派遣し、発電所に関する情報の共有、災害応急対策の調整等を行う。

なお、県本部長（知事）は、次の職員を派遣する。

ア　奥能登総合事務所総務企画部長
イ　奥能登総合事務所企画振興課企画振興係長
ウ　中能登総合事務所税務課長
エ　保健環境センター環境科学部長
オ　中能登総合事務所企画振興課長
カ　その他県本部長（知事）が指名する者

7　緊急時モニタリングセンターへの職員の派遣

国は、施設敷地緊急事態発生後、オフサイトセンターに緊急時モニタリングセンターを設置することとなっている。

県、関係市町及び北陸電力等は、緊急時モニタリングセンターに要員の派遣及び資機材の提供を行う。

8　合同対策協議会設置後の体制

(1) 合同対策協議会への参画

県本部長(知事）又は県現地本部長は、合同対策協議会全体会議に出席し、以下に示す緊急事態応急対策の調整及び情報の共有を行う。

出　席　者	会　議　の　主　な　役　割
県本部長（知事） 又は県現地本部長	次の事項について、情報の共有を行う。 ア　緊急時対応方針の確認 イ　緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ　モニタリング状況の報告 エ　プラント状況及び予測の報告 オ　プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ　県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ　その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項

(2) 合同対策協議会への職員の派遣

県本部長（知事）は、合同対策協議会に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報及び住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

合同対策協議会派遣要員				
総　括　班	副責任者	奥能登総合事務所 総務企画部長	班　員	奥能登総合事務所職員　（１人） 保健環境センター職員　（１人）
放射線班	副責任者	保健環境センター 環境科学部長	班　員	保健環境センター職員　（１人）
医　療　班	副責任者	能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長	班　員	医療支援課職員　（１人） 能登中部保健福祉センター職員（１人） 能登北部保健福祉センター職員（１人） 石川中央保健福祉センター職員（１人）
住民安全班	副責任者	中能登総合事務所 企画振興課長	班　員	中能登総合事務所職員　（２人）
運営支援班	副責任者	中能登総合事務所 税務課長	班　員	中能登総合事務所職員　（３人）
広　報　班	副責任者	奥能登総合事務所 企画振興課企画振興係長	班　員	奥能登総合事務所職員　（１人）

（注）　県本部長（知事）は、国の原子力災害現地対策本部長の要請に基づき、災害の規模、推移等に応じて派遣人員を増員する。

9　防災関係機関等に対する協力要請

県本部長（知事）は、必要に応じて、防災関係機関の長及び石川県防災会議を構成する機関の長に対して災害応急対策に必要な協力を要請する。

10　関係市町への協力体制

県本部長（知事）は、関係市町の長が原災法第22条の規定により、又は自らの判断により災害対策本部を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該関係市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力する。

11　オフサイトセンターの立ち上げ

県現地本部の業務に従事する職員は、県本部長（知事）の指示があった場合又は施設敷地緊急事態若しくは全面緊急事態の発生を通報等により知った場合は、直ちにオフサイトセンターに参集し、中能登総合事務所長の指揮のもと、県現地本部を立ち上げるとともに、原子力防災専門官のもと、合同対策協議会等の立ち上げに協力する。

12　県現地本部の職員の報告

県の各部局長は、県現地本部の各班長と協議の上、県現地本部の業務に従事する職員及び合同対策協議会等へ派遣する職員の名簿を作成し、毎年度４月末までに危機管理部長に報告する。

13　災害対策本部体制等の解除基準

情報収集体制、警戒体制、第一次本部体制及び第二次本部体制の解除基準は、次のとおりとする。

体　　制	解　　除　　基　　準
情報収集体制	地震による被害等の影響がないことが確認されたとき。
警戒体制	警戒事態を判断する基準に該当しなくなる等により、警戒体制をとる必要がなくなったとき。
第一次 災害対策本部体制	知事が、次の措置を取ったとき。 (1) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したことにより、県本部を廃止したとき。 (2) 第二次本部体制に移行したとき。
第二次 災害対策本部体制	知事が、次の事由により県本部を廃止したとき。 (1) 原災法第15条第４項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したとき。

第４節　消防防災ヘリコプター等の活用

危機管理部、防災関係機関

1　消防防災ヘリコプターの活用

原子力災害時においては、情報収集、負傷者の救急搬送、緊急物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、消防防災ヘリコプターを有効的に活用する。

なお、その際、二次災害の防止に万全を期す。

消防防災ヘリコプターの運航に当たっては、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成14年４月１日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成14年４月１日）」の定めるところによる。

2　防災関係機関のヘリコプターとの連携

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはある。県は、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害時に有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

また、県は航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助･救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全･円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。

第５節　住民等に対する広報及び指示伝達

国、危機管理部、総務部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力

1　広報体制

(1) 県本部長（知事）及び関係市町の長は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の混乱と動揺を避けるとともに、住民等が放射性物質又は放射線により被ばくすることを避けるため、住民等に対する正確かつきめ細かな情報提供及び広報を迅速かつ的確に行う。

(2) 県本部長（知事）及び関係市町の長が情報提供や広報を行う場合には、民心の安定及び要配慮者等に配慮して行う。

(3) 県本部長（知事）及び関係市町の長は、広報を行うに当たっては、合同対策協議会等の場を通じて、情報の公表、広報の内容、発表時期及び方法等について、関係機関と相互に密接な連絡を取る。

(4) 国の原子力災害現地対策本部における報道機関への発表は、次のとおりである。

ア　国の原子力災害現地対策本部における報道機関への発表は、原則として、現地対策本部長や現地対策本部事務局長等が、オフサイトセンター内又はその近傍のプレス用の区画を使用して行うものとする。

イ　県本部長（知事）又は県現地本部長、関係市町の長及び北陸電力は、記者会見が行われる場合には必要に応じて同席する。

(5) 県本部長（知事）は、国の原子力災害現地対策本部において、報道機関への発表が行われた場合は、速やかに県本部においても発表する。

(6) 関係市町の長は、国、県等と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応するための窓口を設置する。県本部長（知事）は、関係市町の長から要請があった場合は、必要に応じて関係職員を当該窓口に派遣する。

(7) 住民等に対する広報及び指示伝達は、次に示す系統により行う。

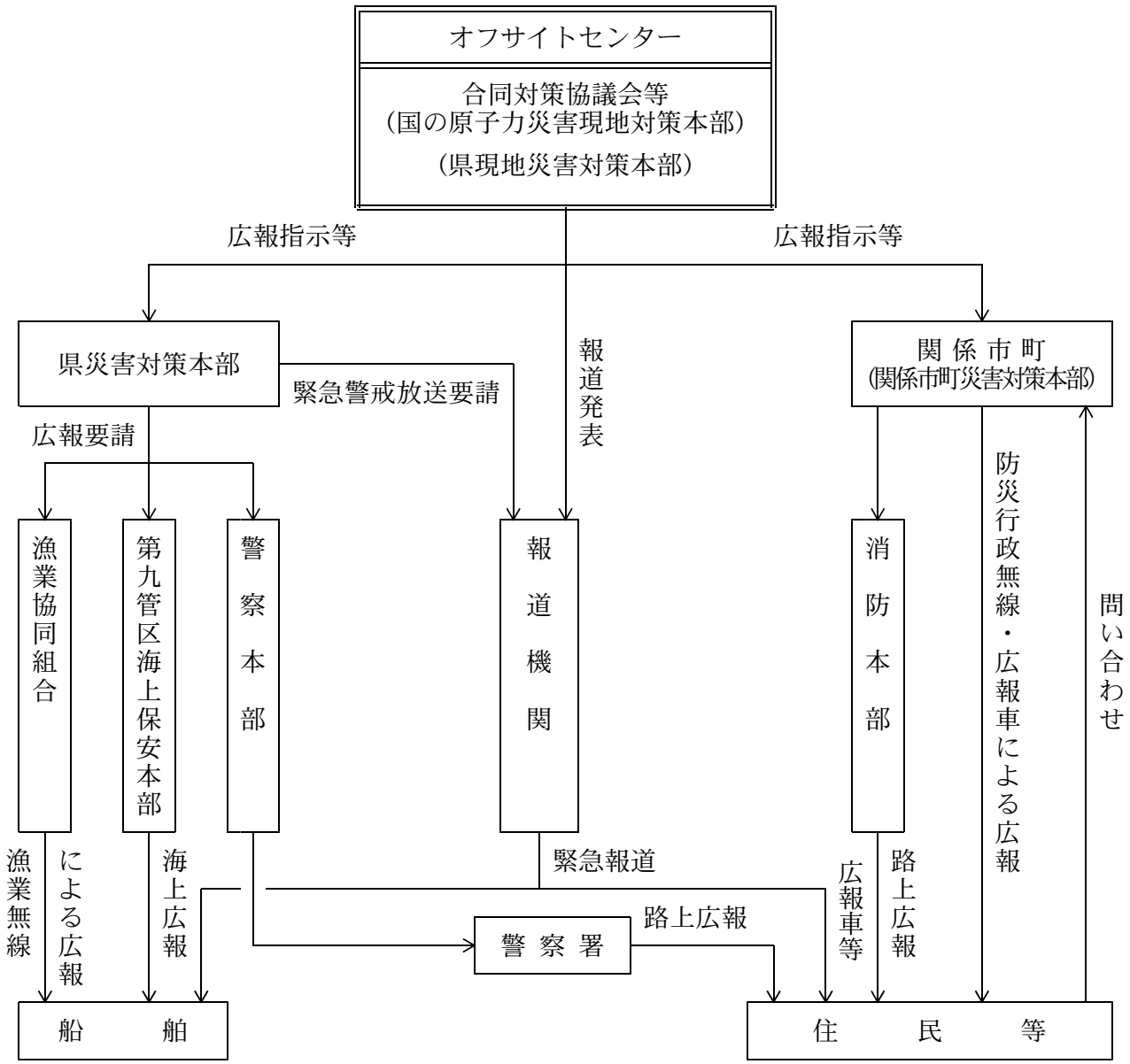

2　県の広報及び指示伝達

(1) 県本部長（知事）は、原子力防災専門官又は合同対策協議会等の指導・助言又は指示に基づき、直ちにテレビ、ラジオ等の報道機関に対して緊急警報放送の実施を要請するほか、インターネット、携帯電話等の情報通信媒体を用いて、住民等に対する情報の提供を行うとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求める。

　また、関係市町の長に対しては、原子力防災専門官又は合同対策協議会等と連携して、住民等がとるべき行動についての指示や広報の実施に必要な情報を適時伝達する。

(2) 県本部長（知事）は、原子力防災専門官又は合同対策協議会等の指導・助言又は指示に基づき、関係する海上保安部長に対して、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する。

また、県本部長（知事）は、漁業協同組合長にも緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して情報の提供を行う。

(3) 県本部長（知事）は、次の事項について最新の情報を単純かつ理解しやすい表現により繰り返し広報する。

ア　事故が発生した施設名、事故の発生日時及び事故の概要

イ　災害の状況及び今後の予測

ウ　発電所における対策状況

エ　国、県、関係市町及び防災関係機関の対策状況

オ　各区域別又は地区（集落）別の住民等のとるべき行動についての指示

カ　その他必要と認める事項

3　関係市町の広報及び指示伝達

関係市町の長は、原子力防災専門官又は合同対策協議会等の指導・助言又は指示に基づき、防災行政無線、広報車等により迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行う。特に、要配慮者及び一時滞在者に配慮した周知を行う。

第６節　緊急時モニタリング

原子力規制委員会、危機管理部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力

緊急時モニタリングの体制、実施内容、方法等については、別に定める「石川県緊急時モニタリング計画」による。

第７節　屋内退避、避難等の防護対策

国、危機管理部、関係各部局、
関係市町、防災関係機関

1　屋内退避、避難等の防護対策について

原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す屋内退避、避難等の防護対策を実施する。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

なお、感染症の流行下における屋内退避、避難等の防護措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先として、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、防護措置を実施するものとする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(1) 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより、主にプルームからの被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、ＵＰＺにおいて、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、ＰＡＺやＵＰＺの一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。特に、病院や介護施設においては健康状態等により、避難等よりも屋内退避が優先される場合があり、この場合は建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効である。

ア　屋内退避の実施

・ＰＡＺにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。

・ＵＰＺにおいては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。

・ＵＰＺ外においては、事態の進展等に応じて、ＵＰＺと同様に、屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

イ　屋内退避実施後の運用

・屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断することが必要となる。

・屋内退避の継続の判断は、国が、屋内退避実施後３日目を目安として行い、それ以降は日々行うこととなっている。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴

う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国は、県及び市町と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することとなっている。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、国が避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行い、また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要がある。

・屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する必要がある。

・屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととなっている。

ウ　屋内退避の解除

屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、国は、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、国は屋内退避の解除を行うこととなっている。

なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、ＯＩＬ１又はＯＩＬ２を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。

(2) 避難等

避難等は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。

避難等の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとする。

ア　ＰＡＺにおいては、警戒事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を行う。

施設敷地緊急事態発生時には、住民の避難の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行う。

また、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにＵＰＺ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である。

全面緊急事態に至った時点で、確定的影響を回避するため住民等は原則として即時

避難を実施する。

イ　ＵＰＺにおいては、国等による指示に基づき、原子力施設の状況に応じて、段階的避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、放射性物質の放出後については、数時間以内を目途にＯＩＬ１を超える地域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、１日以内を目途にＯＩＬ２を超える地域を特定し一時移転を実施する。

ウ　ＵＰＺ外においては、放射性物質の放出後についてはＵＰＺにおける対応と同様、ＯＩＬ１又はＯＩＬ２を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施する。

ＯＩＬに基づく防護措置としての避難及び一時移転の対象となった住民等については、ＯＩＬに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した際に、汚染拡大の防止等のために、避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染を行う。

避難等の基準

基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
ＯＩＬ １	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	５００μＳｖ/ｈ （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率） 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する	数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施。 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
ＯＩＬ ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	２０ μＳｖ/ｈ （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率） 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する	1日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

2　防護対策の決定

(1) 国等の屋内退避、避難等の指示・要請

ア　事故警戒本部は、警戒事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するとともに、県及びＵＰＺ外の市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。

イ　原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請することとなっている。

また、県及び関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、県及びＵＰＺ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。

要請内容の判断のため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等は、県及び志賀町より事前の状況把握等を行うとともに、要請後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、志賀町は、それぞれが実施する対策について相互に協力することとなっている。

・施設敷地緊急事態要避難者の数および内訳並びに避難の方針
・避難ルート、避難先の概要
・移動手段の確保見込み
・その他必要な事項

ウ　内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び志賀町に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うこととなっている。

指示内容の判断のため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等は、県及び関係市町より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、関係市町は、それぞれが実施する対策について相互に協力することとなっている。

・ＰＡＺ内の避難者の数及び避難の方針
・ＵＰＺ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
・避難ルート、避難先の概要
・移動手段の確保見込み
・その他必要な事項

原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うよう指示するとともに、県及びＵＰＺ外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応

じて、屋内退避の実施を指示することとなっている。

エ　放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、緊急事態の状況により、ＯＩＬに基づき緊急時モニタリング等の結果に応じて関係市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととなっている。

指示内容の判断のため、原子力災害合同対策協議会等は、県及び関係市町より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、関係市町は、それぞれが実施する対策について相互に協力することとなっている。

・ＵＰＺ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針

・避難ルート、避難先の概要

・移動手段の確保見込み

・その他必要な事項

オ　原子力災害対策本部が避難等の緊急事態応急対策の実施について指示を行うに当たっては、事前に該当する地方公共団体の長に指示案を伝達し、意見を求めることになっている。

国から事前に指示案を伝達された場合、県本部長（知事）及び関係市町の長は、当該指示案に対し速やかに意見を述べる。

(2) 県の屋内退避、避難等の指示・要請の伝達等

ア　県は、警戒事態が発生した場合は、国の要請又は独自の判断により、志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するとともに、ＵＰＺ外の市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力を要請する。

イ　県は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国の要請又は独自の判断により、志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備を行うよう要請する。

また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、ＵＰＺ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備に協力するよう要請する。

ウ　県は、全面緊急事態に至った場合は、内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長からの防護措置に関する指示又は自らの判断により、志賀町に対し、速やかにＰＡＺ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示についての連絡を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には志賀町と連携し国に要請を行う。

また、県は、国の指示若しくは要請又は自らの判断により、関係市町に対し、屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、ＵＰＺ外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請する。

エ　県は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた原子力災害対策本部からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に

基づき、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値を超えた場合は、市町に対し、避難、一時移転等の指示、助言等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請を行う。

オ　原子力災害対策本部が避難等の緊急事態応急対策の実施について指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された場合、県本部長（知事）は、当該指示案に対し速やかに意見を述べる。

また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を行う。

(3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の指示

ア　志賀町は、警戒事態が発生した場合は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行う。

イ　志賀町は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に対して避難等の指示を行うとともに、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備を行う。

関係市町は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、ＵＰＺ内住民等の屋内退避等の防護措置の準備を行う。

ウ　志賀町長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、直ちにＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等に対して避難及び安定ヨウ素剤の服用等の防護措置の指示を行う。

関係市町の長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、ＵＰＺ内住民の屋内退避等の防護措置の指示を行うとともに、ＯＩＬに基づく防護措置の準備を行う。

エ　関係市町の長は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた国若しくは県からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値を超えた場合は、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施する。

これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請を行う。

オ　原子力災害対策本部が避難等の緊急事態応急対策の実施について指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された場合、関係市町の長は、当該指示案に対し速やかに意見を述べる。

カ　関係市町の長が避難等の指示を行う場合は、避難計画等に基づき緊急の避難先としている市町（以下「避難先市町」という。）へ避難等を行うこととするが、災害の状況や緊急時モニタリング等の結果を踏まえ、状況に応じた避難指示、誘導を行う。

キ　関係市町の長は、事態の推移に応じ、住民等の屋内退避等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長（知事）と協議の上、直ちに住民等に対して屋内退避等の指示を行うとともに、原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。

ク　警戒区域の設定

関係市町の長は、緊急事態応急対策実施区域について人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長（知事）と協議の上、災害対策基本法第 63 条（市町村長の警戒区域設定権等）第１項の規定により警戒区域を設定する。

また、警戒区域を設定した場合は、直ちに住民等に周知を図るとともに、速やかに原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。

(4) 防災関係機関への通知

県本部長（知事）は、内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長から(1)の防護対策の指示があったとき、又は関係市町の長が(3)の防護対策の措置を取ったときは、速やかに公共輸送機関の長、陸上自衛隊中部方面総監及び第 14 普通科連隊長、第九管区海上保安本部及び関係する海上保安部長その他の防災関係機関の長に通知し、協力を要請する。

3　屋内退避

(1) 県のとるべき措置

県本部長（知事）は、関係市町の長が屋内退避の指示をすることとした場合は、本章第５節「住民等に対する広報及び指示伝達」の定めるところにより、住民等に次の情報を提供し、周知を図る。

ア　事故が生じた施設名、事故の発生日時及び事故の概要

イ　災害の状況と今後の予測

ウ　発電所における対策状況

エ　国、県、関係市町及び防災関係機関の対策状況

オ　区域別又は地区（集落）別の住民等のとるべき行動についての指示

カ　その他必要な事項

(2) 関係市町のとるべき措置

関係市町の長は、屋内退避の勧告又は指示をする場合は、防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段により、住民等に対して(1)アからカの事項を迅速かつ的確に広報し、周知を図る。

(3) そ の 他

県本部長（知事）及び関係市町の長は、被ばく低減のため、住民等に対して屋内の気密性の保持その他の必要な注意を促す。

4　避難等

(1) 県のとるべき措置

県本部長（知事）は、関係市町の長が避難等の指示をすることとした場合は、本章第５節「住民等に対する広報及び指示伝達」の定めるところにより、住民等に３の(1)アか

ら カの情報を提供し、周知を図る。

(2) 関係市町のとるべき措置

ア　住民等への指示伝達

関係市町の長は、避難等の指示をする場合は、発電所との方位、距離その他の条件を考慮の上、避難先やその経路、集合場所、避難退域時検査の場所その他必要な事項を決定し、住民等に対して、これらの事項及び３の(1)アからカの事項を指示し、避難等の措置を講ずる。

イ　避難所への職員の派遣

関係市町の長は、住民等に対して屋内退避施設又は避難所を指定したときは、職員を派遣して退避者又は避難者の保護に当たらせる。

ウ　避難者の輸送

関係市町の長は、避難等の指示をする場合は、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や自治体関係車両などの国、県、関係市町等の保有する車両、バスなどの民間車両、さらには海上交通手段などあらゆる手段を活用する。

エ　要配慮者の避難誘導等

県地域防災計画 一般災害対策編 第３章 災害応急対策計画「第 13 節　要配慮者の安全確保」により実施する。

オ　避難等の状況把握

関係市町の長は、避難等の措置を講じた場合には、あらかじめ定める避難所責任者から報告を受け、実施状況を取りまとめる。

また、警察と情報を共有しつつ、避難所における避難者の把握に努める。

カ　避難所などにおける情報の提供

関係市町の長は、避難所などにおいて、住民等に次の情報を提供するよう努める。

(ｱ) 災害の状況と今後の予測

(ｲ) 発電所における対策状況

(ｳ) 国、県、関係市町及び防災関係機関の対策状況

(ｴ) 盗難、詐欺等の犯罪情勢及び予防対策

(ｵ) その他必要な事項

(3) そ の 他

ア　住民等の被ばく軽減のための対応

県本部長（知事）及び関係市町の長は、避難等に際して、住民等の被ばく低減のために必要な注意を促す。

また、避難等の誘導に当たる者は、住民等に対してマスク及び外衣の着用この旨を必要に応じて住民等に伝達する。

イ　避難所等の駐車スペースについて

避難所等の駐車スペースは、避難所等に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。

ウ　家庭動物との同行避難

県及び関係市町は、災害の実態に応じて、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

エ　感染症対策

県及び市町は、原子力災害時において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

5　県外への広域避難等

(1) 県による調整及び要請

県は、被災した関係市町から、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への受入れについて協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとし、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域避難等のための協議を当該市町に代わって行うものとする。

(2) 避難者受入要請を受けた他都道府県の対応

県から避難者受入の要請を受けた他都道府県は、必要な協力活動について協議する。

(3) 広域的避難収容実施計画

県は、必要に応じて原子力災害対策本部等に対し広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。なお、原子力災害対策本部は、当該計画の内容について、県、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼を行うこととなっている。

6　避難等の誘導

(1) 避難住民の誘導

関係市町の長は、消防職（団）員、警察官、海上保安官、自衛隊員等の協力を得て、区域又は地区（集落）ごとに避難等の誘導を実施する。

また、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

(2) 学校等施設における避難誘導

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に生徒等の避難を行うものとする。なお、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町に対し速やかにその旨を連絡する。

(3) 不特定多数の者が利用する施設における避難誘導

地下街、劇場等の興行場、駅、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき施設利用者等の避難を行う。

7　避難退域時検査等の実施

(1) 原子力災害対策本部による指示

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう県及び関係市町を指示するものとする。

(2) 県及び関係市町による避難退域時検査等の実施

県及び関係市町は、北陸電力と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等がＯＩＬに基づき特定された区域等から避難又は一時移転する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。

8　立入制限の措置

(1) 関係市町のとるべき措置

関係市町の長は、防災業務関係者以外の者に対して、避難等の指示を行った区域及び警戒区域への立入を制限し、又は禁止する。

(2) 警察本部及び金沢海上保安部のとるべき措置

県本部長（知事）及び関係市町の長は、警察本部長又は警察署長及び関係する海上保安部長に対して、避難等の指示を行った区域及び警戒区域について、避難等の指示又は立入の制限又は禁止の実効をあげるために交通規制及び航行規制の実施等に必要な措置をとるよう要請する。

また、立入制限の措置が長期化し、避難住民等の警戒区域への一時立入が行われるときは、あわせて関係機関の調整を図り、その安全な実施に必要な支援を要請する。

9　治安の確保及び火災の予防

県本部長（知事）は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の防止等について、警察本部長及び関係する海上保安部長の治安当局のほか関係防災機関と協議し、万全を期する。

特に、避難等の指示を行った区域については、速やかな治安の確保、火災の防止等に努める。

10　被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の防護措置

(1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保

被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互の密接な情報交換を行うとともに、国から派遣された専門家等との連携を密にし、当該者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者は、事態の進展に応じ、国の指示に従って、防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤を服用するとともに、放射線防護に係る指標を踏まえ、当該者が属する組織又は緊急事態応急対策の実施を要請した組織の判断に従って行動する。

(2) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対する原子力災害対策

ア　被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く）が属する組織は、次の

放射線業務従事者の被ばく線量限度を参考にすることを基本とし、放射線防護に係る指標を定めるものとする。要請を受けて緊急事態応急対策を実施する組織は、指標の設定に当たり、必要に応じて、要請を行う組織と協議することとする。

指標：実効線量で１年間につき 50mSv かつ、５年間につき 100mSv を上限とする。
ただし、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100mSv を上限とし、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。
眼の水晶体：等価線量で 300mSv を上限とする。
皮膚：等価線量で 1Sv を上限とする。

なお、この防災業務関係者の放射線防護にかかる指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努める。特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行う。

イ　県及び関係市町は、自らの組織に属し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者について、その活動内容に応じた防護装備（直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等）、輸送手段及び連絡手段をあらかじめ整備する。民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請する場合には、当該要請を行う組織は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が防護装備等を速やかに利用できるよう、必要な整備を行わなければならない。

(3) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく管理

被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、緊急事態応急対策の実施後に、必要に応じて、当該者に医師による健康診断を受けさせるなど、健康管理に配慮しなければならない。

県及び関係市町の被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部原子力災害医療班が緊急時モニタリングセンター及び関係市町の協力を得て行う。

11　協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関との援助協力体制を確保する。

また、関係機関･団体は、災害対策活動に必要な情報を提供するとともに、各種活動や安全確保に必要な物資の相互支援を行う。

災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定

協　　定　　者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石 川 県	(一社)石川県警備業協会	H9.9.1	076-281-6670	076-281-6671

災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定

協　　定　　者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石 川 県	(一社)石川県タクシー協会	R2.12.14	076-254-1348	076-268-1349

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定

協　　定　　者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石 川 県	(公社)石川県バス協会	R4.3.2	076-225-7560	076-225-7510

災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定

協　　定　　者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石 川 県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204
石 川 県	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453
石 川 県	特定非営利活動法人 石川県小型船安全協会	H27.2.26	076-287-6782	076-287-6783

12　要配慮者への配慮

(1) 県は、国等と連携し、要配慮者の避難等が円滑に進むよう必要な支援を行う。

(2) 医療機関、社会福祉施設は、避難の指示等があった場合には、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意し、避難の判断を行う。なお、避難の実施については、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、職員等の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、施設利用者等を避難又は他の施設へ移送させるものとする。

(3) 県は、市町等と連携し、国の協力を得て、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、放射線防護措置を施した屋内退避施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 県及び関係市町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

なお、これ以外の要配慮者等の避難誘導等に関する事項は、県地域防災計画 一般災害対

策編 第３章 災害応急対策計画「第 13 節　要配慮者の安全確保」により実施する。

13　長期避難への対応

県は、国や関係市町等と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等の借り上げを行い、避難者に移動を促す。

14　ボランティアの受入れ

県及び関係市町は、国及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制の確保に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第８節　保健衛生活動

健康福祉部、関係市町

県及び関係市町は、避難所等での保健衛生対策について、県地域防災計画 一般災害対策編 第３章 応急対策計画「第 15 節　健康管理活動」、「第 28 節　こころのケア活動」及び「第 29 節　防疫、保健衛生活動」により実施する。

第９節　飲食物の摂取制限に関する措置

国、危機管理部、健康福祉部、
関係各部局、市町、防災関係機関

県本部長及び市町長は、原子力災害対策指針、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な出荷制限、摂取制限並びにこれらの解除の措置を講ずる。

1　飲食物の摂取制限

(1) 国のとる措置

国は、ＯＩＬに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請することとされている。また、国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、ＯＩＬの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示することとされている。

(2) 県のとるべき措置

県は、市町長が飲食物の摂取制限等の措置を講じた場合は、本章５節「住民に対する広報及び指示伝達」に基づき、住民等に周知徹底を図る。

また、市町長から飲食物の供給、調達について要請があったときは、必要に応じ他の市町、広域応援協定締結県、自衛隊又は国に対して協力を要請するなどにより、物資を

供給する。

(3) 市町のとるべき措置

市町長は、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合には、住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。また、緊急事態応急対策実施区域及び当該区域に水源を有する水道供給区域の住民等に対して、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲することのないよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施する。

2　農林水産物等の収穫及び採取の禁止並びに出荷規制

国は、放射性物質が放出された後、ＯＩＬに基づき、避難対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。

市町長は、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合は、放射性物質による汚染の及ぶ地域の農林水産物等の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対して、汚染農林水産物等の収穫及び採取の禁止並びに出荷規制を行う。

第 10 節　緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

農林水産部、危機管理部、企画振興部、関係各部局、市町、防災関係機関

1　緊急輸送の順位

県本部長（知事）は、関係市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整する。

第１順位　人命救助、救急活動に必要な輸送、合同対策協議会等のメンバーの輸送
第２順位　避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第３順位　災害応急対策を実施する要員、資機材の輸送
第４順位　住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第５順位　その他災害応急対策のために必要な輸送

2　緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、概ね次のものとする。

(1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
(2) 傷病者、避難者等
(3) 国の原子力災害現地対策本部長、県本部長、県現地本部長、関係市町の災害対策本部長又は災害対策副本部長及び災害応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、県本部要員、県現地本部要員、合同対策協議会構成員及び要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、原子力災害医療要員等）並びに必要とされる資機材
(4) 屋内退避施設、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
(5) 食料、飲料水等生命維持に必要な物資
(6) その他緊急に輸送を必要とするもの

3　緊急輸送のための交通確保

(1) 県本部長（知事）は、災害応急対策活動が円滑かつ有効に行われるよう、必要な車両等確保するとともに、自衛隊、公共輸送機関等に対して応援を要請する。

(2) 県は、国や関係機関と連携し、必要に応じて海上輸送や航空機による輸送も含めた様々な手段による輸送の確保に努める。

(3) 県警察は、緊急輸送のための交通確保について以下のような対応に努める。

ア　現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握すること。

イ　緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うこと。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請すること。

ウ　交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとること。

4　海路、空路による交通・物流の確保

県は、奥能登などの地域で陸上交通に支障が生じた場合には、国や関係機関、さらには民間事業者に対して、海上輸送や航空輸送による交通手段・物流手段の確保について要請を行う。

5　生活必需物資の調達

(1) 飲食物の供給

県本部長は、市町長が飲食物の摂取制限等の措置を講じたときは、県地域防災計画 一般災害対策編 第３章 災害応急対策計画「第 23 節　給水活動」及び同「第 24 節　食料の供給」に定める計画に基づき、市町及び防災関係機関と協力して応急の措置を講ずる。

(2) 生活必需物資の供給

ア　県本部長（知事）は、避難等の措置を講じた市町長から住民等が必要とする生活需物資の確保の要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、市町長とともに供給を行う。

イ　県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。

6　協力体制

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等の確保等に関する協定書

協　　定　　者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石 川 県	(一社)石川県トラック協会	H17.12.19	076-239-2511	076-239-2287

災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定

協　　定　　者		協定締結日	Ｔ Ｅ Ｌ	Ｆ Ａ Ｘ
石 川 県	(一社)石川県タクシー協会	R2.12.14	076-254-1348	076-268-1349

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定

協　　定　　者		協定締結日	Ｔ Ｅ Ｌ	Ｆ Ａ Ｘ
石 川 県	(公社)石川県バス協会	R4.3.2	076-225-7560	076-225-7510

災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定

協　　定　　者		協定締結日	Ｔ Ｅ Ｌ	Ｆ Ａ Ｘ
石 川 県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204
石 川 県	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453
石 川 県	特定非営利活動法人 石川県小型船安全協会	H27.2.26	076-287-6782	076-287-6783

第 11 節　救助・救急、消火活動等

国、危機管理部、関係市町、
消防機関、北陸電力

1　救助・救急活動

(1) 北陸電力のとる措置

原子力防災管理者（発電所長）は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。

また、被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、傷病者に随行できない場合には、事故の状況、傷病者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

(2) 県及び関係市町のとる措置

県及び関係市町は、被ばく傷病者等となる住民等の原子力災害拠点病院等への搬送等の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地災害対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。

また、被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害拠点病院等の求めに応じて、速やかに、放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。

(3) 防災関係機関のとる措置

防災関係機関は、県及び関係市町から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救助・救急活動に当たる。

その際には放射性物質、放射線による被ばくを考慮して活動を行う。

(4) 合同対策協議会のとる措置

合同対策協議会においては、必要に応じ他の機関への応援依頼等総合調整を行う。

2　消火活動

(1) 北陸電力のとるべき措置

原子力防災管理者（発電所長）は、発電所において火災が発生した場合において、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ、迅速に消火活動を実施するとともに、直ちに消防機関に通報し、県本部長（知事）をはじめ原子力規制委員会、関係市町の長及び原子力防災専門官に連絡するとともに、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

(2) 消防機関のとる措置

ア　消火活動

消防機関は、原子力防災管理者（発電所長）からの情報、原子力施設や放射線に関する専門家等の意見をもとに消火活動方法の決定及び活動中の安全確保を行い、原子力防災管理者（発電所長）等と協力して迅速に消火活動を実施する。

イ　消防水利の確保

消防長は、原子力災害の特殊性を考慮し、本章第８節２「飲食物の摂取制限」の給水制限が実施された場合に備えて、県地域防災計画 一般災害対策編 第２章 災害予防計画「第 11 節　消防力の充実、強化」６(2)「消防水利の強化」に基づき、消防水利の確保に万全を期す。

(3) 合同対策協議会のとるべき措置

合同対策協議会においては、必要に応じ、又は消防長からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行う。

3　行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

原子力災害時において、行方不明者が発生している場合は、行方不明者の捜索を行うとともに、遺体を発見した場合は、収容し、応急埋設を実施する。

その際には、放射線防護対策について十分配意する。

なお、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬に関する具体的な内容については、県地域防災計画一般災害対策編等による。

第12節　原子力災害医療措置

厚生労働省、文部科学省、健康福祉部、日赤、石川県医師会、防災関係機関

1　原子力災害医療体制

(1) 原子力災害医療班の設置

県本部長（知事）は、原子力災害時において、放射線被ばくした者（被ばくしたおそのある者を含む。）に対する検査、放射性物質による汚染の検査、除染、治療、健康相談等及び一般傷病者に対する治療等の原子力災害医療措置を実施するため、県現地本部に原子力災害医療班を設置する。

(2) 関係機関等への協力要請

ア　県本部長（知事）は、原子力災害医療班の設置に当たり、必要に応じて、速やかに原子力災害医療・総合支援センター又は原子力災害現地対策本部に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣を要請するとともに、その受け入れに係る調整や活動場所の確保を行うものとする。また、日本赤十字社石川県支部（以下「日赤」という。）、石川県医師会（地域医師会を含む。以下同じ。）、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等の地域医療機関に対して、医療要員の派遣及び資機材の提供を要請する。

原子力災害拠点病院は、原子力災害医療の中心となって機能し、被ばく傷病者等を受け入れ、適切な診療等を行うものとする。また、原子力災害医療協力機関は、地方公共団体や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力するものとする。

機　関　名	住　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
日本赤十字社石川県支部	金沢市鞍月東２丁目48	076-239-3880	076-239-3881
（公社）石川県医師会	金沢市鞍月東２丁目48	076-239-3800	076-239-3810

イ　国の被ばく医療に係る医療チームは、発電所の事故等により被ばく者、汚染者が発生した場合、又は全面緊急事態に該当し、住民等の避難等を実施する可能性が高い場合には直ちに派遣されることとなっている。また、合同対策協議会医療班の指示に基づいて、被ばく者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うこととなっている。

(3) 合同対策協議会等との連携

県本部長（知事）は、合同対策協議会医療班に職員を派遣し、連携をとる。

また、原子力災害医療班長は、必要に応じ、合同対策協議会医療班に対して、原子力災害医療についての指導、助言を求める。

(4) 原子力災害医療班の組織及び業務

ア　原子力災害医療班の組織

原子力災害医療班は、班長、副班長その他必要な職員で構成し、組織は次のとおりとする。

原子力災害医療班の組織図

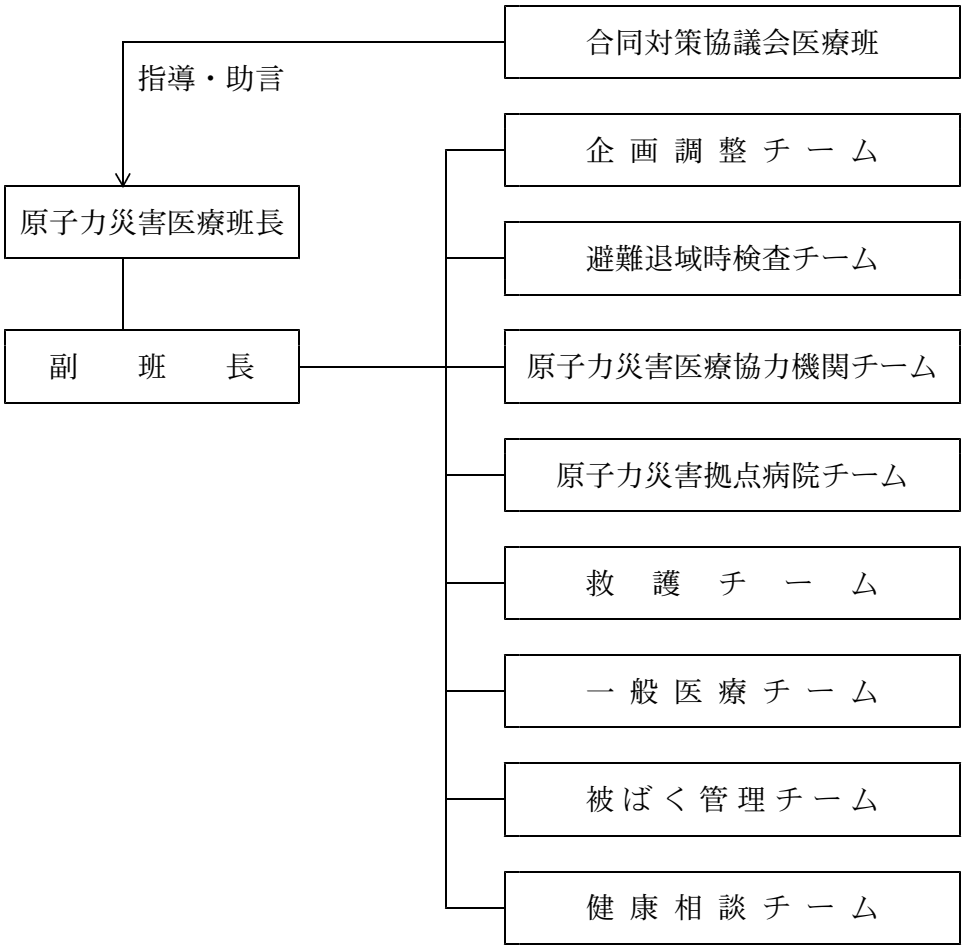

イ　原子力災害医療班の業務

原子力災害医療班の職名、担当職及び業務は、次のとおりとする。

職　名	担　当　職	業　　務
班　　長	能登中部保健福祉センター次長	原子力災害医療班を指揮し、原子力災害医療措置業務を総括する。
副班長	医療支援課課長補佐	班長を補佐するとともに、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ　原子力災害医療班のチーム名、編成基準及び業務内容等は、次のとおりとする。また、各チームの班員の編成は、あらかじめ班長が定めておく。

チーム名	編　成　基　準	業　務　内　容
企画調整チーム	県、関係市町及び地域医療機関の職員により編成する。	1　合同対策協議会医療班との連絡・調整 2　原子力災害医療措置実施のための情報収集 3　原子力災害医療措置実施計画の策定 4　原子力災害医療措置に関する情報の収集及び連絡 5　安定ヨウ素剤の配布、服用に関する連絡調整
避難退域時検査チーム	原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等の職員により編成する。	避難退域時検査場において、住民等に対する検査・簡易除染の実施・指導
原子力災害医療協力機関チーム	原子力災害医療協力機関の職員により編成する。	原子力災害医療協力機関において、放射線被ばく者に対する医療措置を実施
原子力災害拠点病院チーム	原子力災害拠点病院の職員により編成する。	原子力災害拠点病院において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施
救護チーム	派遣される日赤及び石川県医師会等の職員により編成する。	避難所等において、一般傷病者に対する医療措置の実施
一般医療チーム	石川県医師会等により編成する。	医療機関所在地において、一般傷病者に対する医療措置の実施
被ばく管理チーム	県健康福祉部等の職員により編成する。	県及び関係市町の防災業務関係者名簿を作成し、被ばく管理を実施
健康相談チーム	県、関係市町及び地域医療機関の職員により編成する。	住民等に対するこころのケアやリスクコミュニケーションの実施

（注）　1　救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。
　　2　企画調整チームには、リーダーを置き、医療活動状況を随時、原子力災害医療班長に報告する。
　　3　企画調整チーム以外のチームは、原則として派遣医療機関ごとにグループを編成し、そのグループにはリーダーを置く。リーダーは、それぞれグループの医療活動を総括するとともに、チームリーダーにその活動状況を随時報告する。それを受け、チームリーダーは企画調整チームにその活動状況を随時報告する。

2　原子力災害医療措置の実施

原子力災害医療措置は、次に示す系統により行う。

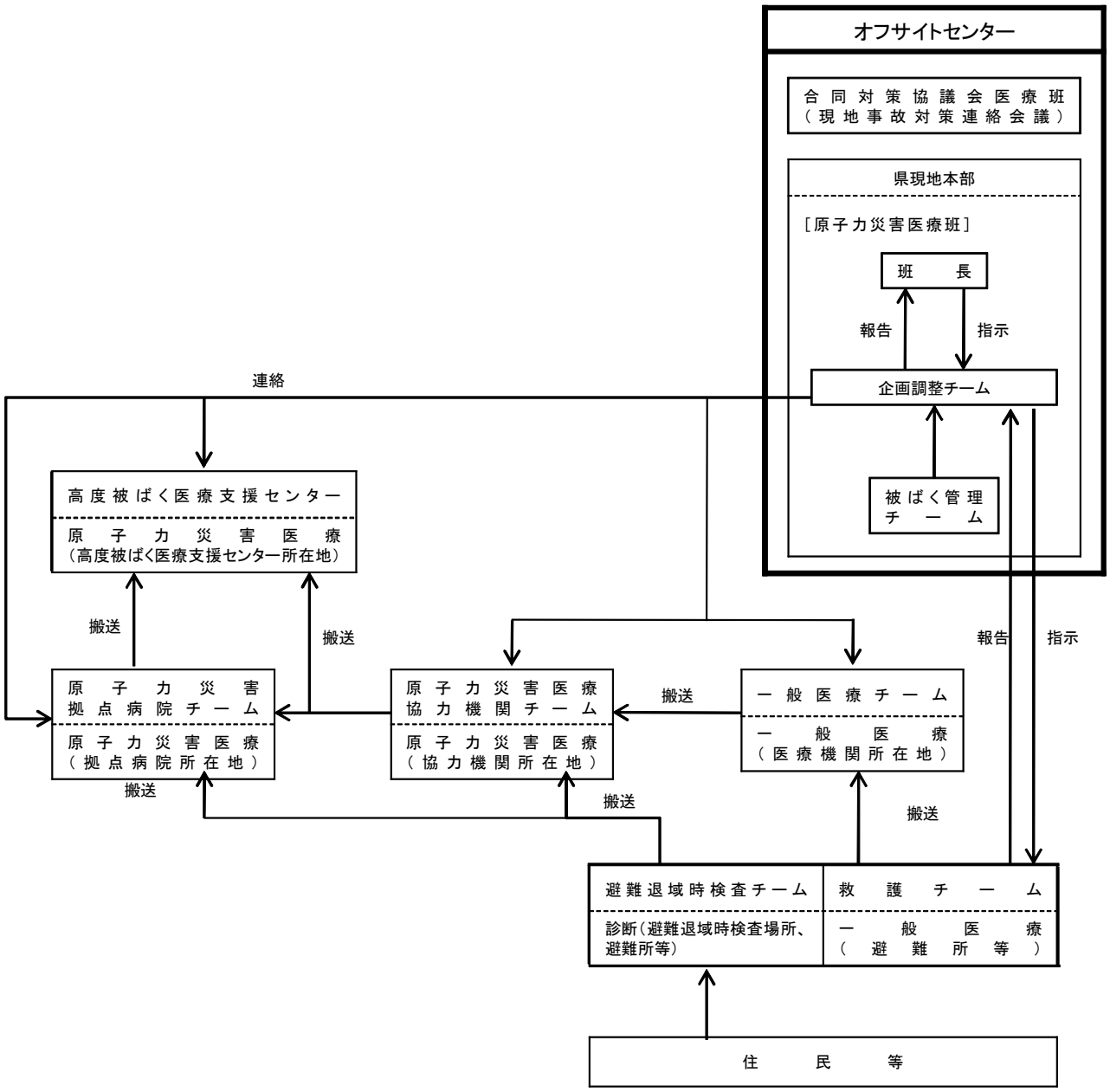

(1) 避難退域時検査及び簡易除染等

県及び関係市町は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下、住民等がＯＩＬに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。

(2) 避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県及び関係市町は，国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら，原子力災害医療協力機関，原子力事業者，原子力災害拠点病院，高度被ばく医療支援センター等の支援の下，住民等がＯＩＬに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に，住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

(3) 原子力災害医療の実施

原子力災害医療協力機関チーム及び原子力災害拠点病院チームは、汚染や被ばくのおそれのある傷病者に対して、初期対応段階における医療処置（トリアージ、救急処置、汚染検査、簡易除染等）を円滑に行う。

また、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行う。その際、災害拠点病院やＤＭＡＴ等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

(4) 一般医療の実施

救護チームは避難所等において、一般医療チームはその医療機関所在地において、それぞれ一般傷病者に対する医療措置を実施する。

(5) 合同対策協議会医療班への報告

原子力災害医療班長は、避難退域時検査場所において避難住民等の被ばく状況を把握し、合同対策協議会医療班に報告する。

(6) その他

原子力災害医療措置の実施内容については、この計画に定めるほか、別に定める実施要領等による。

3　安定ヨウ素剤の服用

(1) ＰＡＺにおける安定ヨウ素剤の服用

ア　県のとる措置

県本部長（知事）は、全面緊急事態に至り、国の原子力災害対策本部長から避難や安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、関係市町に服用を指示する。

イ　関係市町のとる措置

関係市町の長は、全面緊急事態に至り、国の原子力災害対策本部長または県本部長（知事）から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤の服用を指示する。

(2) ＵＰＺにおける安定ヨウ素剤の服用

ア　県のとる措置

県本部長（知事）は、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用が必要と判断し、国の原子力災害対策本部長から避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示があった場合は、関係市町に配布・服用を指示する。

イ　関係市町のとる措置

関係市町の長は、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用が必要と判断し、国の原子力災害対策本部長または県本部長（知事）から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。

4　発災後の復旧に向けた個人線量の推定

中長期的な汚染状況において、県本部長は国の協力を得て、関係市町の長と協力しながら、住民等の行動調査の結果や環境放射線モニタリングの結果を照合することにより、実際の個人の被ばく線量の推定を行うとともに、必要に応じて，住民等の個人線量モニタリングによる実測を行い、その結果に基づいて、適切な防護措置と除染措置を実施する。

第13節　応援協力活動

国、危機管理部、健康福祉部、関係各部局、警察、自衛隊、海上保安部、関係市町、防災関係機関

1　県の要請

(1) 国等に対する災害応急対策の実施の要請

県本部長（知事）は、緊急時における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の事項を明らかにして国の原子力災害現地対策本部長に対して応援協力体制の実施を要請する。

ア　応援を必要とする理由

イ　応援を必要とする人員、航空機、装備、資機材等

ウ　応援を必要とする場所

エ　県内経路

オ　応援を必要とする期間

カ　その他応援に関して必要な事項

(2) 他の都道府県・市に対する広域応援要請

県本部長（知事）は、緊急時における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めたときは、次の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して応援を要請する。

ア　原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年１月31日締結)

石川県、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、静岡県、福井県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県（14道府県）

イ　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成８年７月18日締結）

全都道府県

ウ　中部９県１市災害時等の応援に関する協定（平成７年11月14日締結）

石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

エ　北陸三県災害時等の相互応援に関する協定（平成７年10月27日締結）

石川県、富山県、福井県

オ　福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定（平成26年６月11日締結）

石川県、福井県

カ　石川県・岐阜県災害時等の相互応援に関する協定（平成７年８月９日締結）

石川県、岐阜県

キ　石川県・新潟県災害時等の相互応援に関する協定（平成８年１月９日締結）

石川県、新潟県

(3) 関係市町に対する応援

ア　県本部長（知事）は、関係市町の長から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援、協力を行う。

イ　県本部長（知事）は、関係市町の長が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、関係市町相互の応援について必要な指示又は調整を行う。

2　関係市町の要請

(1) 県に対する応援要請等

関係市町の長は、緊急時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県本部長（知事）に対して次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ア　応援等を必要とする理由

イ　応援等を必要とする人員、物資、資機材等

ウ　応援等を必要とする場所

エ　応援等を必要とする期間

オ　その他応援等に関して必要な事項

(2) 他の市町村等に対する応援要請

関係市町の長は、緊急時において、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求める。

(3) 緊急消防援助隊等の要請

ア　関係市町の長は、当該市町及び応援市町村の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊等の出動を知事に要請する。

イ　県本部長（知事）は、関係市町の長から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊等の出動を消防庁長官に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った関係市町の長に連絡するものとする。

なお、要請は、次の事項を示して行う。

(ｱ) 救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間

(ｲ) 応援要請を行う消防機関の種別と人員

(ｳ) 関係市町への進入経路及び集結（待機）場所

3　警察の要請

(1) 警察災害派遣隊の運用

県警察本部は、緊急時において、警察庁及び中部管区警察局の指導、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣など広域的な応援のための措置をとる。

(2) 警察庁等に対する援助要請

県警察本部は、県内警備力で原子力災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対して、警察法第60条（援助の要求）に基づく援助要請を行う。

4　自衛隊の災害派遣要請

(1) 災害派遣の要請

知事（県本部長）は、原子力災害の規模や収集した被害情報から判断して自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、国の原子力災害対策本部設置前においては直ちに派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては国の原子力災害対策本部長に対して、直ちに派遣の要請を求める。

また、関係市町の長は、自衛隊の派遣が必要と認めるときは、知事（県本部長）に対して、派遣の要請を求める。

(2) 要 請 先

自　衛　隊	住　　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
陸上自衛隊中部方面総監部 防衛課運用班	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 ７丁目１－１	072-782-0001 内線　2554 2557	072-782-0001 内線　2874
陸上自衛隊第14普通科連隊 第３科	金沢市野田町１－８	076-241-2171 内線　235～2 44	076-241-2171 内線　213
海上自衛隊舞鶴地方総監部 第３幕僚室	京都府舞鶴市余部下 １１９０番地	0773-62-2250 内線　2548	0773-64-3609
航空自衛隊航空総隊司令部 運用課運用３班	東京都福生市大字福生 ２５５２	042-553-6611 内線　2526 2527	042-553-6611 内線　2631
航空自衛隊第６航空団 防衛班	小松市向本折町戊２６７	0761-22-2101 内線　231	0761-22-2101 内線　651 657

(3) 自衛隊の救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。

ア　緊急時モニタリングの支援

イ　被害状況の把握

ウ　避難の援助

エ　行方不明者等の捜索活動

オ　消防活動

カ　応急医療・救護

キ　緊急時の避難退域時検査及び簡易除染

ク　人員及び物資の緊急輸送

ケ　その他知事が必要と認める事項

5　海上保安部への要請

県本部長（知事）は、必要に応じ、関係する海上保安部に対して、海上における次の活動を要請する。

(1) 救助・救急

(2) 避難の援助

(3) 治安の確保

(4) 緊急時モニタリングの支援

(5) その他県本部長（知事）が必要と認める事項

6　原子力被災者生活支援チームとの連携

(1) 原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のために、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとなっている。

(2) 原子力被災者生活支援チームは、県庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する県、関係市町との連絡・調整を行うものとする。

(3) 県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第14節　行政の業務継続に係る措置

国、危機管理部、関係各部局、
市町、防災関係機関

1　県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関の退避については、住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで実施する。

2　県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

3　県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該市町に対し、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行う。

第15節　事業所外運搬中事故に対する応急措置

国、危機管理部、市町、警察機関、消防機関、原子力事業者等

1　原子力事業者等

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、安全規制担当省庁の長、原子力規制委員会並びに事故発生場所を管轄する市町長、警察機関の長、消防機関の長及び海上保安部長など、関係機関に通報する。

(2) 原子力事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに、必要な要員を派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

(3) 北陸電力は、発電所に係る核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象等が発生し、又は発生のおそれがあることを知った場合は、直ちに知事に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡する。

2　国

(1) 国の安全規制担当省庁の長は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに県や事故発生箇所の市町、関係省庁に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡することとなっている。

　また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家を現場へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員することとなっている。

(2) 内閣総理大臣は、原子力緊急事態に至った場合には、原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置することとなっている。

　国の原子力災害現地対策本部長及び原子力事業者等は、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力災害対策本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じることとなっている。また、国の原子力災害現地対策本部長は、知事及び事故発生場所を管轄する市町に対して、必要に応じて事故現場周辺の住民の避難等の指示を行うなど、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じることとなっている。

3　県

(1) 知事は、運搬中の事故について原子力防災管理者から連絡を受けた場合には、その旨を内閣府、安全規制担当省庁の長、事故発生場所を管轄する市町長、警察本部長、消防長及び事故発生場所を管轄する海上保安部長へ通報連絡を行い、通報内容を相互に確認する。

(2) 知事は、安全規制担当省庁の長及び当該市町の長と連携して、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じ、発電所における応急対策に準じて必要な応急対策を講じる。

4　市町

事故発生場所を管轄する市町の長は、原子力防災管理者から連絡を受けた場合には、その旨を知事をはじめ消防長、警察署長、海上保安部長に報告して通報内容を相互に確認する。

また、知事をはじめ安全規制担当省庁の長と連携して、事故の状況把握に努めるとともに、国の原子力災害対策本部長の指示等により必要な措置を講じる。

5　消防

事故発生場所を管轄する消防長は、原子力防災管理者から連絡を受けた場合には、その旨を知事及び事故発生場所を管轄する市町長へ通報連絡を行い、通報内容を相互に確認する。

また、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

6　警察

事故発生場所を管轄する警察署長は、原子力防災管理者から連絡を受けた場合には、その旨を警察本部長を通じて、知事に通報連絡するとともに、事故発生場所を管轄する市町長へ通報連絡を行い、通報内容を相互に確認する。

また、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

7　海上保安部

事故発生場所を管轄する海上保安部長は、原子力防災管理者から連絡を受けた場合には、その旨を知事及び事故発生場所を管轄する市町長へ通報連絡を行い、通報内容を相互に確認するように努める。

また、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施することとなっている。

第４章　原子力災害復旧計画

第１節　原子力災害復旧体制等

国、危機管理部、関係各部局、関係市町、
防災関係機関

１　国の措置

(1) 国は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後においても引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施することとなっており、県をはじめ、関係市町、防災関係機関及び北陸電力等との情報の共有及び事故対策の実施について調整を図ることとなっている。

(2) 原子力緊急事態解除宣言が発出された後の原子力災害現地対策本部においては、次の対策に関し、情報の共有及び調整を行うこととなっている。

ア　放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査（モニタリング）

イ　住民等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他の医療に関する措置

ウ　商品の風評被害を防止するための放射性物質の発散の状況に関する広報

エ　原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置

オ　その他、原子力災害現地対策本部長が必要と認める事項

２　県及び関係市町の措置

(1) 県及び関係市町は、原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

(2) 知事及び関係市町の長は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後においても引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームに関係職員を派遣する。

(3) 県及び関係市町は、国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

３　石川県原子力災害事後対策本部等の設置

(1) 知事は、事後対策を円滑に実施するために必要があると認める場合は、石川県原子力災害事後対策本部及び石川県原子力災害現地事後対策本部を設置する。

(2) 石川県原子力災害事後対策本部及び石川県原子力災害現地事後対策本部の組織は、県災害対策本部（第一次体制）に準じる。

第２節　汚染の除去等

国、危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力

１　県は、国の指導のもとに関係市町、防災関係機関及び北陸電力と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

　なお、実施にあたっては、人の健康の保護の観点から、妊産婦、子ども等に十分配慮する。

２　北陸電力は、県、関係市町及びその他市町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県、関係市町及びその他市町からの要請に基づき原子力防災要員等を派遣する。

第３節　各種制限措置等の解除

危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町、防災関係機関

知事及び関係市町の長は、環境放射線モニタリング等による地域の調査及び原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえた国の原子力災害現地対策本部長又は関係省庁の指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を住民等や関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。

第４節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

危機管理部、関係市町、防災関係機関

知事は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後、石川県モニタリング本部を設置し、国の統括の下、関係省庁及び北陸電力等と協力して、環境放射線モニタリングを広範囲かつ精密に行い、その結果を速やかに公表する。

第５節　損害賠償の請求に必要な資料の作成等

危機管理部、健康福祉部、関係各部局、関係市町、北陸電力

1　被災住民等の証明登録

関係市町の長は、屋内退避等の各種措置をとった住民等が原子力災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所等において講じた措置等の登録を行う。

2　損害調査の実施

知事及び関係市町の長は、原子力災害発生時において次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害について調査する。

(1) 避難等の措置
(2) 飲食物の摂取制限、農林水産物等に対する出荷制限等の措置
(3) 立入制限等の措置
(4) その他関係市町の長が指示した事項

3　健康調査の実施

知事及び関係市町の長は、国と協力して、発電所周辺の住民等に対して、継続的に健康調査を実施し、住民等の健康維持を図るとともに、心身の健康に関する相談に応じるための健康相談窓口を設置する。

4　被災者等の生活再建等の支援

(1) 県は、国及び市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたりきめ細かな支援に努める。
(2) 県は、国及び市町と連携し、被災者等の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
　また、居住地以外の市町村に避難した被災者等に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
(3) 県は、市町と連携し、被災者等の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

5　生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市町の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

6　母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

7　風評被害等の影響の軽減

県及び関係市町は、国と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うほか、必要な場合には放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施するものとする。また、広報活動を行う場合には、外国語でも広報を実施するなど、国外からの風評被害にも考慮する。

8　被災中小企業等に対する支援

県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、必要に応じて、災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

9　物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

10　諸記録等の作成

県は、被災地の汚染状況、応急対策措置、復旧措置等を記録し、保存しておく。

(1) 災害地域住民の記録

県は、市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

(2) 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

(3) 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

11　北陸電力の措置

(1) 災害復旧計画の策定等

北陸電力は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、災害復旧計画を策定して、知事をはじめ国及び関係市町の長に提出するとともに当該計画に基づき、速やかに復旧対策を実施する。

(2) 相談窓口の設置

北陸電力は、相談窓口を設置する等、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するために必要な体制を整備する。

(3) 原子力防災要員等の派遣等

北陸電力は、県、関係市町及び防災関係機関の実施する事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

12　復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は，暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

13　災害義援金及び義援物資の配分

県及び関係市町は、災害義援金及び義援物資の配分について、県地域防災計画 一般災害対策編 第４章 復旧・復興計画「第６節　災害義援金及び義援物資の配分」により実施する。

第５章　複合災害対策

第１節　基本方針

本章は、同時又は連続して、原子力災害とあわせて２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、事態が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、県、市町、防災関係機関及び北陸電力は、平素から備えを充実するとともに、石川県地域防災計画（原子力防災計画編）に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第２節　災害予防対策

１　情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県における通信連絡設備の整備

ア　県と国、関係市町及び防災関係機関の間を結ぶ電話・ファクシミリ等の専用回線網

イ　県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系防災行政無線施設及びＩＭＳを活用した地上系通信施設

ウ　その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

(2) 通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、定期的に通信連絡訓練等を実施し、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努める。

また、各機関は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保、ＩＰ電話を利用する場合でのネットワーク機器等の停電対策等を講じる。

さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、ＮＴＴ西日本株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

２　複合災害時の災害予防体制の整備

(1) 県は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと等についてとりまとめた複合災害時の対応マニュアルを作成する。

(2) 県は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

3　複合災害を想定した訓練の実施

県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練を計画的に実施する。

なお、訓練を実施するにあたっては、複合災害や過酷事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオを作成することや、参加者に事前にシナリオを知らせないブラインド訓練や机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練など、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練終了後、専門家や訓練参加機関による検討会の開催等により、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等に反映する。

第３節　災害応急対策

1　活動体制の確立

(1) 県は、複合災害により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町村等に応援を要請・指示を行う。

(2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や市町の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

2　情報の収集・連絡

県及び関係市町は、国や防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3　緊急時モニタリング

地震・津波等の大規模自然災害発生時には、県は、モニタリングポスト等の倒壊、電源供給の途絶、通信施設の倒壊等がないか稼働状況を確認し、国の原子力災害対策本部に報告する。

4　避難等の対応

(1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難所の確保を図る。

(2) 広域避難の実施にあたっては、県は、関係市町に避難先等の情報を示す。

(3) 関係市町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

5　緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

6　原子力災害医療措置

(1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

(2) 県は、複合災害発生時における避難退域時検査に関して十分に配慮する。

第４節　災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、石川県地域防災計画の本編第４章、及び、各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。

附　則　　この計画は、平成３年９月19日から施行する。

附　則　　この計画は、平成11年７月１日から施行する。
（参考）修正理由：平成９年６月改訂「防災基本計画」、平成10年11月「原子力発電所周辺の防災対策について」に伴い修正

附　則　　１　この計画は、平成13年4月18日から施行する。
２　この計画の第２章第２節３に規定するオフサイトセンターは、能登原子力センターに併設して整備されるまでの間、志賀町総合体育館に併設する。
（参考）修正理由：平成12年６月「原子力災害対策特別措置法」の施行、平成13年１月「防災基本計画」及び平成13年３月原子力発電所周辺の防災対策について」の改訂に伴い修正

附　則　　この計画は、平成15年５月９日から施行する。
（参考）修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正

附　則　　この計画は、平成16年５月13日から施行する。
（参考）修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正

附　則　　この計画は、平成17年５月25日から施行する。なお、志賀町については合併の日から、また日本原子力研究開発機構については発足の日から適用する。
（参考）修正理由：市町合併及び防災関係機関の名称変更に伴い修正

附　則　　この計画は、平成19年５月28日から施行する。
（参考）修正理由：防災関係機関の名称変更並びに緊急時医療体制の見直し等に伴い修正

附　則　　この計画は、平成20年５月16日から施行する。
（参考）修正理由：平成２０年２月改訂「防災基本計画」に伴い修正

附　則　　この計画は、平成21年５月21日から施行する。
（参考）修正理由：防災関係機関の名称変更に伴い修正

附　則　　この計画は、平成22年５月14日から施行する。
（参考）修正理由：石川県の組織改正に伴い修正

附　則　　この計画は、平成25年３月27日から施行する。
（参考）修正理由：平成24年６月「原子力災害対策特別措置法」の改正、平成24年10月改訂「防災基本計画」、平成24年10月策定（平成25年２月改定）「原子力災害対策指針」に伴い修正

附　則　　この計画は、平成25年８月７日から施行する。
（参考）修正理由：平成25年６月改訂「原子力災害対策指針」に伴い修正

附　則　　この計画は、平成27年５月26日から施行する。
（参考）修正理由：平成25年９月及び平成27年４月改訂「原子力災害対策指針」、平成26年１月、平成26年11月及び平成27年３月改訂「防災基本計画」に伴い修正

附　則　　この計画は、令和元年5月23日から施行する。
（参考）修正理由：平成27年7月、平成28年2月、平成28年5月、平成29年4月及び平成30年6月改訂「防災基本計画」、平成27年8月、平成28年4月、平成29年3月、平成29年7月、平成30年6月、平成30年7月及び平成30年10月改訂「原子力災害対策指針」、令和元年5月改訂「石川県地域防災計画原子力防災計画編」、石川県の組織改正に伴い修正

附　則　　この計画は、令和3年6月11日から施行する。
（参考）修正理由：令和元年5月、令和2年5月改訂「防災基本計画」、令和元年7月及び令和2年2月改訂「原子力災害対策指針」、令和3年5月改訂「原子力災害対策特別措置法」に伴い修正

附　則　　この計画は、令和4年5月23日から施行する。
（参考）修正理由：令和3年5月改訂「防災基本計画」、令和3年7月改訂「原子力災害対策指針」に伴い修正

附　則　　この計画は、令和5年5月25日から施行する。
（参考）修正理由：令和4年6月改訂「防災基本計画」、令和4年4月、令和4年7月改訂「原子力災害対策指針」に伴い修正

附　則　　この計画は、令和7年5月26日から施行する。
（参考）修正理由：令和6年6月改訂「防災基本計画」、令和6年9月改訂「原子力災害対策指針」、石川県の組織改正に伴い修正

附　則　　この計画は、令和8年5月26日から施行する。
（参考）改定理由：令和7年7月改訂「防災基本計画」、令和7年6月、令和7年10月改訂「原子力災害対策指針」に伴い改定